

第百十一回国会 内閣委員会 議録 第一号

本国会召集日(昭和六十二年十一月二十七日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 竹中 修一君
理事 近岡理一郎君
理事 戸塚 進也君
理事 宮下 創平君
理事 竹内 勝彦君
理事 有馬 元治君
理事 内海 英男君
理事 大村 襄治君
理事 河本 敏夫君
理事 宮里 松正君
理事 村井 仁君
理事 角屋堅次郎君
理事 野坂 浩賢君
理事 井上 和久君
理事 川端 達夫君
理事 柴田 睦夫君

昭和六十二年十二月九日(水曜日)

午前十一時開議

出席委員

- 委員長 竹中 修一君
理事 近岡理一郎君
理事 戸塚 進也君
理事 宮下 創平君
理事 竹内 勝彦君
理事 石川 要三君
理事 江藤 隆美君
理事 大村 襄治君
理事 松田 九郎君
理事 宮里 松正君
理事 村上誠一郎君
理事 谷津 義男君

- 田口 健二君
広瀬 秀吉君
鈴切 康雄君
浦井 洋君
野坂 浩賢君
井上 和久君
川端 達夫君
柴田 睦夫君

- 内閣法制局第一部長 関 守君
人事院総裁 内海 倫君
人事院事務総局給与局長 中島 忠能君
人事院事務総局職員局長 川崎 正道君
総務庁人事局長 手塚 康夫君
総務庁行政管理局長 佐々木晴夫君

- 防衛庁参事官 小野寺龍二君
防衛庁参事官 福渡 靖君
防衛庁参事官 児玉 良雄君
防衛庁参事官 鈴木 輝雄君
防衛庁長官官房長 依田 智治君
防衛庁防衛局長 西廣 整輝君
防衛庁教育訓練局長 長谷川 宏君
防衛庁人事局長 松本 宗和君
防衛庁経理局長 日吉 章君
防衛庁装備局長 山本 雅司君
防衛庁施設庁長官 友藤 一隆君
防衛施設庁総務部長 弘法堂 忠君
防衛施設庁施設部長 鈴木 泉君

- 防衛施設庁建設部長 田原 敬造君
防衛施設庁労務部長 山崎 博司君
外務省北米局長 藤井 宏昭君
自治省行政局公務員部長 芦尾 長司君
参議院内閣委員長 名尾 良孝君
文部省初等中等教育局小学校課長 熱海 則夫君
文部省教育助成局地方課長 岡林 隆君
海上保安庁警備救難部長 邊見 正和君
内閣委員会調査室長 大澤 利貞君

- 委員の異動
十二月一日
辞任 勳君
同月九日
有馬 元治君
河野 洋平君
河本 敏夫君
河本 敏夫君
武藤 嘉文君
同日
辞任 補欠選任
大石 正光君
鈴木 恒夫君
松田 九郎君
松田 朝彦君
同日
辞任 補欠選任
大石 正光君
武藤 嘉文君
河野 洋平君
村上誠一郎君
三原 朝彦君
有馬 元治君

- 同日
辞任 補欠選任
大石 正光君
武藤 嘉文君
河野 洋平君
村上誠一郎君
三原 朝彦君
有馬 元治君

- 同日
辞任 補欠選任
大石 正光君
武藤 嘉文君
河野 洋平君
村上誠一郎君
三原 朝彦君
有馬 元治君

村上誠一郎君 河本 敏夫君

十二月一日

一般職の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

同月八日
公文書館法案(内閣委員長提出、参法第一号)

同月九日
公文書館法案(参議院提出、参法第一号)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第三〇号)(参議院送付)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第三二号)(参議院送付)

同月三日
国家機密法制定反対に関する請願外一件(柴田睦夫君紹介)(第一号)

国家機密法案の再提出反対に関する請願(堀昌雄君紹介)(第二号)

人事院勧告の完全実施に関する請願(北口博君紹介)(第九号)

同月七日
人事院勧告完全実施に関する請願(栗山明君紹介)(第四三三号)

スパイ防止法制定に関する請願(村田敬次郎君紹介)(第四四四号)

国家秘密法案の再提出反対に関する請願(藤田スミ君紹介)(第一四二二号)

同月八日
元従軍看護婦に対する慰労給付金に関する請願

外一件(児玉健次君紹介)(第三一八号)は本委員会に付託された。

十二月七日

旧軍人等の恩給欠格者の救済に関する陳情書(大阪府寝屋川市本町一の一寝屋川市議会内下野洋)(第一号)

国家秘密法制定反対に関する陳情書(東京都新宿区下落合三の一七の三三核井清彦)(第二号)地域改善対策に関する陳情書(高松市番町一の一八の一五高松市議会内諏訪博文)(第三号)

人事院勧告の完全実施に関する陳情書外七十六件(広島市中区基町一〇の五二広島県議会内安井耕造外七十六名)(第四号)

三宅島官民共用空港建設反対に関する陳情書(東京都神津島村九二清水有子外千五十一名)(第五号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

閉会中審査に関する件

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第八八回国会開法第三〇号)(参議院送付)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第八八回国会開法第三二号)(参議院送付)

公文書館法案(参議院提出、参法第一号)請願

- 一 国家秘密法制定反対に関する請願外一件(柴田睦夫君紹介)(第一号)
- 二 国家秘密法案の再提出反対に関する請願

(堀昌雄君紹介)(第二号)人事院勧告の完全実施に関する請願(北口博君紹介)(第九号)

人事院勧告完全実施に関する請願(栗山明君紹介)(第四三三号)スパイ防止法制定に関する請願(村田敬次郎君紹介)(第四四号)

国家秘密法案の再提出反対に関する請願(藤田スミ君紹介)(第一四二二号)

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願外一件(児玉健次君紹介)(第三一八号)

○竹中委員長 これより会議を開きます。内閣提出、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案並びに本日参議院より送付され、付託になりました第八八回国会、内閣提出、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

まず、各案中、内閣提出、給与関係三法案につきまして、順次趣旨の説明を求めます。高島総務庁長官。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○高島国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する

法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、一括してその提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月六日、一般職の職員の給与の改定を内容とする人事院勧告及び週休二日制の改定を内容とする人事院勧告が行われました。政府としては、これらの内容を検討した結果、一般職の職員の給与については人事院勧告どおり本年四月一日から実施することが適当であり、また、週休二日制についても人事院勧告どおり実施することが適当であると考え、これらをおわせて、一般職の職員の給与等に関する法律について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を申し上げます。

まず、給与改定の関係について申し上げます。第一に、全俸給表の全俸給月額を引き上げることといたしております。

第二に、初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十三万九千円に引き上げるなどの改善を図ることといたしております。

第三に、住居手当について、月額一万円を超えてる家賃を支払っている職員に支給することに改め、その支給月額の限度額を一万八千円に引き上げることといたしております。

第四に、通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する全額支給の限度額を月額二万円に、全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額五千円に、それぞれ引き上げるなどの改善を図ることといたしております。

第五に、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する

の手当について、支給の限度額を月額二万五千八百円に引き上げることといたしております。

次に、週休二日制の改定関係について申し上げます。

第一に、毎四週間につき、各庁の長が職員ごとに指定する二の土曜日の勤務時間を勤務を要しない時間とし、職員が交代で四週間に二回の割合で土曜日を日曜日に加えて休む四週六休制に改めることといたしております。

なお、交代制勤務職員等については、曜日のいかにかわらず、毎四週間において勤務時間が四時間である半日勤務日が二以上ある職員については、これらの半日勤務日のうち、各庁の長が職員ごとに指定する二の半日勤務日を休むこととし、それ以外の職員については、毎四週間につき、各庁の長が職員ごとに指定する八時間の勤務時間を勤務を要しない時間とすることと改めることといたしております。

第二に、勤務を要しない時間の指定の単位となる四週間の中途において、新たに職員となった者または定年に達すること等により退職することとなる職員については、第一の場合とは別に、人事院規則で定めるところにより、各庁の長が指定する勤務時間を勤務を要しない時間とすることといたしております。

第三に、勤務一時間当たりの給与額について、四週六休制の実施により短縮された勤務時間に基づき算出することといたしております。

最後に、この法律は、給与改定については、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用することとし、週休二日制の改定関係については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することといたしております。

なお、以上のほか、附則において、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うことといたしております。

続きまして、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する

臨時措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、特別職の職員の俸給月額を引き上げることについて申し上げます。

具体的には、内閣総理大臣等の俸給月額については、内閣総理大臣は百七十九万二千円、国務大臣等は百三十七万七千円、内閣法制局長官等は百二十四万九千円とし、その他政務次官以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百六万五千円から九十二万六千円の範囲内で改定することといたしております。

また、大使及び公使の俸給月額については、国務大臣と同額の俸給を受ける大使は百三十七万七千円、大使五号俸は百二十四万九千円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百五万五千円から六十八万五千円の範囲内で改定することといたしております。

さらに、秘書官の俸給月額についても、一般職の職員の給与改定に準じてその額を引き上げることといたしております。

第二に、委員手当については、常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を四万五千九百円に、非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を二万五千八百円にそれぞれ引き上げることといたしております。

第三に、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を百五万五千円に引き上げることといたしております。

第四に、特別職の職員の給与等の改定にあわせ、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上のほか、附則において、この法律の施行期

日、適用日等について規定することといたしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○竹中委員長 次に、互防衛庁長官。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○互防衛庁長官 ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うことと、四週間につき二の土曜日には勤務を要しないこととした場合における勤務一時間当たりの給与額の算出について措置するものであります。

すなわち、改正の第一点である防衛庁職員の給与の改定につきましては、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定するとともに、営外手当についても改定することとしております。

なお、一般職の職員の給与等に関する法律の規定を準用し、またはその例によることとされてくる事務官等の俸給、通勤手当、住居手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当等につきましては、同法の改正によって、一般職の職員と同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

改正の第二点である四週間につき二の土曜日には勤務を要しないこととした場合における勤務一時間当たりの給与額の算出につきましては、一般

職の職員の例に準じて、短縮後の一週間の勤務時間を基礎として算出するよう措置することとしております。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用することとしておりますが、四週間につき二の土曜日には勤務を要しないこととした場合における勤務一時間当たりの給与額の算出の規定については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

このほか、附則において、俸給表の改定等に伴う所要の切りかえ措置等について規定してあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○竹中委員長 これにて三案についての趣旨の説明は終わりました。

次に、第八八回国会、内閣提出、参議院送付、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案は、第九九回国会におきまして、本院において議決され、参議院において継続審査となり、本日、本院に送付してまいりましたものであります。

したがって、両案の趣旨につきましては既に十分御承知のことと存じますので、この際、趣旨の説明を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○竹中委員長 これより各案の質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上原康助君。

○上原委員 最初に、給与法案について若干お尋ねをさせていただきますかと思っております。

この件については後ほど田口先生からいろいろ具体的なお尋ねがあると思っておりますから、私はごく簡単に尋ねをしておきたいと思っております。

今回は、人事院勧告も勧告始まって以来の非常に低い一・四七％でしたかの勧告で、既に四月一日に遡及して完全実施をするという御決定を見て、それに基づいて給与法案を提出していただいた総務庁関係者の皆さんに敬意を表したいと思います。

そこで、新しく給与担当大臣となられた総務庁長官に、公務員の労働条件、給与の改善、向上を図るという立場から人事院勧告をこれからも尊重していく、こういう基本姿勢にはお変わりはないと思うのですが、総務庁長官の決意と考え方をまず聞かせていただきたいと存じます。

○高島国務大臣 政府といたしましては、これまでも労働基本権制約の代償措置であります人事院勧告制度を尊重するという基本姿勢をとっておるわけでありまして、今後とも、勧告が出ました場合には、もちろん国政全般の関連も考慮しなければなりません。総務庁といたしましては人事院勧告の完全実施ということにつきまして最大限の努力を払ってまいります所存であります。

○上原委員 これまでいろいろ凍結をしたり、あるいは値切ったりといいますが、紆余曲折がありましたので、そういうことのないように今後の給与改定をやっていたらどうかと要望しておきたいと思っております。

次に、今回の人事院勧告の主たる改善といえますか、勧告あるいは報告内容というのは、週休二日制の問題であります。

そこで、端的にお尋ねいたしますが、四週六休制については六十三年度からぜひ実施をしたい、そういう準備が進められていると思うのです。こ

のことにについては、政府としていろいろ窓口業務その他の業務の形態によってなかなかすぐには実施できない部門もあるかと思うのですが、六十三年度から、要するに来年四月一日からということになると思うのですが、実施は間違いないのかどうか、その点ひとつ明確にさせていただきたいと存じます。

○高島國務大臣 委員御承知のように、ただいま四週六休については試行という段階であります。大体順調に行われているところでございませう。したがって、この法案では、ただいま御説明申し上げましたように「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」というふうに申し上げておりますが、仮に現在の試行に引き続いて実施をするということになりますと、三月二十日または四月十七日から開始するということになるかと考えております。

○上原委員 そういった施行期日は若干の伸縮はあるかもしれませんが、努力目標としては年度初めから実施をしていく、こういうことでぜひ御配慮を賜りたいと存じます。

それと、いま一つ大事な点は、いわゆる完全週休二日制、閉庁方式、閉庁をどうするか、これは勧告とはなっておらないで報告という形で人事院は今回やっておられるわけで、事情はわからぬわけでもございませぬが、これもまた六十三年度中に閉庁方式をとる、とりたいてい目標があるわけですが、この件については今どのように検討が進められており、また完全週休二日制、いわゆる閉庁方式を実施しているのは一体いつころなのか、六十三年度中というのは大分幅があるのですか、この点もぜひ御見解をお示しただきたいと存じます。

○高島國務大臣 既に六十二年十月二十三日の閣議決定におきまして、「閉庁方式については、国民の理解を得ながら進めることを基本とし、週休二日制・閉庁問題関係閣僚会議における協議・調整を踏まえつつ、昭和六十三年度中に導入すること

とを目的に、諸般の準備を進める。」ということが決定をされておりますが、それを受けまして、昨日、関係閣僚会議で協議を行いました。

関係閣僚は非常に前向きな御意見が多かったわけでもございまして、諸般の調整を進めながら六十三年度中の、関係閣僚会議においては、六十三年度中のいずれの時期に実施するかということについては、国民生活等多方面に影響を及ぼすので、国民世論の動向も十分見きわめながら実施しよう、かつまた、具体的な検討課題としては、国会の関係それから地方公共団体等の関係あるいは閉庁官署の範囲等のいろいろな問題がありますので、これらの調整を進めつつも、六十三年度の終わりとということではなくて適当な時期にやるべきであるという御意見が非常に多うございましたので、それらを踏まえて総務庁としては前向きな姿勢で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○上原委員 官房長官がおいでいただけましたので、今、総務庁長官からこの閉庁方式というか閉庁による完全週休二日制を六十三年度中には実施していきたいという前向きな御答弁があったわけですが、これは政府全体の問題です。ただ、総務庁は所管庁ですから、そういう意味でこれはやはり勧告あるいは報告を受けてそれを遂行していくお立場にあるわけで、だが実際に実施していくという場合はいろいろな問題があると思うのです。閉庁できないセクターも出てくる。したがって、これは内閣全体というか、政府全体の立場でやらなければいけません、ある面では内閣拡大とか労働時間の短縮、いろいろな面からして、むしろ民間準拠ということではなくして、公的部門が率先をするというか誘導する形で今実施すべき段階にあると私は思うのです。

大体人事院の勧告なり報告の内容もそういう立場で指摘をしているような理解を私たちはするわけですが、この件について、全体の実施方式をどうしていくのか、官房長官の御見解をぜひお示しただきたいと思っております。

○小淵國務大臣 たいま御質問ありました件につきまして、今ほど総務庁長官からも御答弁申し上げたところでございますが、公務員の方からまず時間の短縮その他についても始めていったらどうかというお尋ねでございます。

古今東西、公務員というものは国民の後に楽しみを求め先に憂えるというのが基本的な概念でございまして、そういう意味で、この公務員の時間短縮あるいは四週六休の問題も基本的にはそういう気持ちでいなければならぬことだと思っております。と同時に、民間の労働時間の問題等もございまして、なかなか率先垂範してというわけにはいきかねる。ただし、御指摘のように公務員の方からいろいろな仕事を制限していきまさんと、土曜日の仕事が存在するという形で、民間の方もそれに伴って仕事が残っていくということもありますので、この辺は、これを実施していく場合には当然のことながら国民各界各層の御理解と御協力を得ていかなければならないことじゃないか、こういうふうにも思っております。

しかし、一方私ども資料をいただいておりますように、この世界的な勤務時間の表を見ますると、既に先進国等の三十一カ国で週休二日制を完全に実施しておる、こういうような状況でございまして、週休二日制、四週六休というようなことを実施するにいたしましても、我が国としてはそういうした国々におくれをとっているということもまたこれ事実なのでありまして、そういう意味で国民各界各層の御理解と御協力が得られれば、この公務員の土曜日のお休みもできる限り早く実施していく方向が望ましいのではないかとこのように思っております。

○上原委員 ぜひ早期に実施するように特段の御努力を賜りたいと思っております。

そこで、人事院に一点お尋ねと要望をしておきたいわけですが、内海総裁、長いこと御療養なされたようので、御回復なされたことをまず大変お喜びを申し上げたいと思っております。

そこで、閉庁方式をとるにも、医療機関である

とかあるいは航空管制官であるとか、また刑務所職員であるとか海上保安庁関係とか、なかなか思うようにいかないいろいろな職種、職業があるわけです。こういう方々のこともやはり十分配慮した上でやらなければいけないということが残されている問題だと思っております。こういう点はどうしていかれるのか。

それと、勧告、報告の内容で理解できるわけですが、閉庁問題についてあえて報告にしたというのは、私はむしろ一歩進んで勧告の形をとった方がよかつたんじゃないか、もっと積極化していく意味で。

そういう点を含めて、この週休二日制完全実施、閉庁方式をとるといふ人事院が出した報告、勧告を具体化していくために、人事院としてはこのなかなか難しい部門を含めてどうなさっていくのか、御見解を聞かせていただきたいと存じます。

○内海(倫)政府委員 詳細につきましては、主管局長をして答弁させますが、ただいまの御質問に関する基本的な私どもの考え方を申し上げておきたいと思っております。

私どもはこの週休二日制という問題は極めて大事な制度的な問題としても考えておりますし、また、公務員の勤務条件というふうな面からも考えてこれは真剣に取り扱ってきたわけでございます。

それで、本年度の勧告におきまして四週六休というものを勧告いたしました。勧告いたしますにつきましては、先ほど御指摘のありましたように、どうしても休むことのできない勤務というものが、海上保安庁にしろあるいは航空管制官にしろ、あるいは地方の公務員ではあるかもしれませんが、警察の業務とかあるいは病院、かなりそういうものがあるわけですね。これらにつきましても、かなり長期間をかけてそれぞれの省庁におきまして研究をもちまして、四週六休に踏み切り得るといふ確信を持って勧告をいたしました。

ただ、土曜閉庁の問題につきましては、これは

本来自政サービスの問題がもとと中心であるべきで、政府の御意向がどうであるか、あるいは政府がどういうふうなこれを取り扱われるかということがまず一義的な問題でございまして、もしこれが勤務時間あるいは勤務条件というふうなものに大きくかかわってくる場合は、将来あるいは報告という問題として取り上げなければならぬかもしませんが、ただいま官房長官あるいは総務庁長官からも御答弁のように、政府においても積極的に閉庁問題はお考えくださっておられるわけでございますから、私どもとしては、本年におきまして報告、この報告も決してなおざりにしておられるわけではございません。私どもの厳しい考えのもとに報告をいたしておるわけでございますから、報告云々の問題は来年以降の問題としてまた検討をしたい。

ついでに申し上げておきますと、私はやはりこういう週休二日制という問題は、勤務を休むとかそういうふうな問題ではなくて、もっと基本的な、我々の勤務の体制というものを考えて今後とも的確にこれを実施していくことが必要であるかと考えております。

○上原委員 ある程度わかりました。そこで官房長官、先憂後楽もいわけですが、気配り内閣のスポークスマンだからそういうお気持ちもわからぬわけではありませんが、やはりさつき総務庁長官がおっしゃったように、六十三年度中の遅い時期でなくして早目に閉庁方式をとった週休二日制を実施していきたいということですから、そういう早目に実行していく努力をする、これが竹下内閣の公務員の完全週休二日制への姿勢である、こう理解してよろしいですか。

○手塚政府委員 前段階として、きのうの閣僚会議の御議論も踏まえながらちょっと御説明いたしておきたいと思っております。

閉庁問題につきましては、これは人事院からも答弁がございましたように、むしろ行政サービスの問題ということで、ことしの三月に政府サイドで問題提起をし、五月には緊急経済対策でこれを

取り上げていくという事情がございまして。そこで、いろいろ検討しましたが、やはりこれは国民の理解を得ながら進めなければいけないという点がございます。昨日の閣僚会議でも、民意の反映に努めなさいという宿題をいただいたております。それから地方との問題等いろいろございまして、これは事務的に解決するように努力はいたしております。

ただ、人事院も先ほど答弁ございましたように、行政サービスの問題として取り上げていくのも最後は勤務条件の問題にはね返るといふ点がございまして。この辺はやはり担当の人事院の意見も聞かなければいけないかと思っております。その上でさらに、政府として決めた後、どういふ部局をどういふ形で閉めるのかを国民に対して周知徹底する期間がある程度必要かと考えております。その辺を全部総合勘案の上で、なるべく早い時期に現実の閉庁にいきたいというふうに考えているということをやまず申し上げたいと思っております。

○上原委員 冒頭に申し上げましたように田口先生に譲りますが、これはいろいろあることはわかりました。金融機関なり農協なり窓口業務をどうするかという問題はあるわけですが、ペレストロイカをやるには、改革するにはある程度の困難はつきものなんです。そこは政府がリーダーシップを発揮しないと、ただ窓口をあけておけばサービスがいいということでもないでしょう。そういう点は十分御留意をなさって進めていただきたいと存じます。

次に移ります。給与関係法案は、きょう、あさって段階までに衆参で議決になると思うのです。そうしますと、例年のように駐留軍の給与改定については公務員と同時同率の原則で改定が進められてきたが、この点については防衛施設庁はどういうふうに御検討なさっておられるのか。従来同時同率ということと、あくまで年内決着を、A B間交渉を含めて、つけるということでおやりになると思

うのですが、その可能性などをひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○友藤政府委員 お答えいたします。在日米軍従業員の給与改定問題についてのお尋ねでございますが、御発言ございましたように、この問題につきましては従来から国家公務員と同時間率で実施する方針で措置をしておりました。今後ともそういうことで私も取り組んでまいりたいと考えております。

六十二年度につきましては、既に、人事院報告がなされました後、九月三十日に米側に対してこれに準じた改定の提案を行っておるところでございます。今後の処理につきましては、現在御審議いただいております一般職の給与等に関する法律の一部改正の法律案が成立いたしました場合には、直ちにこの件につきまして日米協議を実施いたしましたして、早期に給与改定を実施したいという考えをしております。ここ二、三年、越年等の事態もございまして、在日米軍の財政状況も相当厳しい状況でございますが、私どももいたしましては、できるだけ年内に決着を見るように努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○上原委員 若干といいますが、懸案事項も抱えておられると思うのです。低位等級問題であるとか特別休暇の問題であるとか、あるいはまた円高・ドル安からくる臨時雇用導入の問題等々あると思うのですが、給与改定の改定につきましては、これはやはり最も基本ですから、公務員関係給与が処理された段階においては早急に日米間の協議を持って年内で結論を出す、こういう最大の努力をしていただきたいと思うのですが、そういうお気持ちでやりますか。

○友藤政府委員 ただいま米側と従業員との間では、ただいま御指摘ございましたような低位等級の問題、休暇の問題等々いろいろ懸案はございまして、これらにつきましても、相当歴史的に古い問題もございまして、私どももいたしましては、現在日米間で協議を鋭意行っております。これも

できる限り早期に解決をいたしたいということでも努力をいたしております。

これらの関係で給与改定に影響が出ないかというふうなことにございましては、私どもは給与改定は給与改定ということでも最大限の努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○上原委員 次に、この問題ともリンクするかも知れませんが、過般問題になりました在沖海兵隊クラブ従業員の解雇問題です。防衛庁、防衛施設庁、外務省等々の御努力によつて、九月三十日の解雇というのは一応撤回といいますが一時保留になって、来年三月三十一日までには継続していく。しかし、それ以降については懸案になっているわけですね。そして、四月一日以降の継続雇用については十二月末日までに結論を出すというのが、せんだって九月十四日の日米間の合意になっていると私は理解をいたします。恐らくこれは蒸し返すことはないかと私は期待を、幾分樂觀視をしておりますが、引き続き円高・ドル安、また米側のいろいろな注文等を見てみると、聞いてみると、容易じゃないのかな。したがって、年末にもなり、新年度に入りますと、関係者が非常に不安定な中で生活、雇用をしなければいかぬということは耐えがたい面があるわけ、この点はどうかと思っております。また犠牲者を出さない立場で解決可能だと思っておりますが、その点もひとつ明らかにしていただきたいと存じます。

○友藤政府委員 御心配をいたしておりました。在沖海兵隊クラブの従業員の解雇問題でございまして、ただいまお話しございましたように、一応一時的には撤回ということで暫時決着を見ておりましたが、この問題につきましては、その後私どももいたしましては、海兵隊クラブの経営上の問題というふうなこともございまして、この改善問題等を含めまして、鋭意あらゆる方策について検討を現在実施いたしております。確かに御指摘のように円高もあれから相当進んでまいりまして、米側とし

ても相当憂慮をいたしておる状況ではございませ  
けれども、この問題については既に栗原前長官が  
ワインバーガー長官と会われました際にも話題に  
いたしておりましたし、できる限り人員整理を出す  
ことがないように解決をしていきたいということ  
で、今後最大限の努力を行っていききたいというふ  
うに考えております。

○上原委員 最大限ということだけではちよつと  
心細くなるのですが、栗原前長官のお名前が出た  
ところで、瓦新長官のこの問題に対する決意をひ  
とつかせてください。

○互国務大臣 たいま施設庁長官がお答えいた  
しましたように、最大限の努力をしてまいりた  
い、かように存じております。

○上原委員 後でまたゆっくり聞きます。

そうしますと、外務省もお見えですが、九月十  
四日に合意をした、十二月末日までにこの件につ  
いての結論を出すという、このことは変更はない  
ですね。これは確かめておきましょう。

○藤井(宏)政府委員 九月十四日の合意におきま  
して、年末までに日米両政府は本件人員整理通報  
に至った経路上の問題を解決するべく努力する  
ということをおっしゃるので、そのラインで努  
力する所存でございます。

ただいま防衛施設庁長官及び瓦長官からお話ご  
さいましたように、外務省といたしましても防衛  
施設庁と一緒に、いろいろな経緯がございました  
けれども、協力いたしましたして現在の段階まで来た  
わけでございますが、その後さらに円高も進んで  
おりますし、それからアメリカの財政赤字削減とい  
うようなこともございます。状況は若干厳しい  
面があると思えますけれども、従来のラインに沿  
いまして最大限の努力をしたいというふうに存じ  
ております。

○上原委員 解雇者がまた出るとか、あるいは問  
題を蒸し返すというふうなことはないように、こ  
の点は施設庁長官また防衛庁長官、外務大臣、外  
務省北米局を含めて頑張ってもらいたいと思いま  
す。

そこで次に、在日米軍の駐留経費の問題につい  
てたまたまいたわけですが、円高・ドル安関係  
からでもいいし、あるいはそういうこととかか  
わりで米側から新たな提案なり何か今出されてい  
るのかどうか、まずそこいらからひとつ明らかに  
していただきたいと存じます。

○藤井(宏)政府委員 アメリカにおきまして、財  
政赤字削減あるいは円高等々の背景がございまし  
て、我が国がより大きな負担をしてもらいたいとい  
う希望が特に議会等におきまして非常に強いとい  
うことは事実でございますけれども、米政府が  
我が国に対して、駐留軍経費等につきま  
して日本がこれ以上の負担をしてくれという要請を  
行ってきたという事実は全くございません。

○上原委員 そういたしますと、今マスコミ等  
いろいろな報道がなされておるのは御承知おきだ  
と思っております。最近はどうも土地問題、地価高  
騰と在日米軍駐留費の問題が一番トップに報道さ  
れているような感をお受けするわけですね。

せんだった、中曽根内閣最後のお仕事だったか  
もありませんが、たしか十月七日に「ペルシヤ湾  
における自由安全航行確保のための我が国の貢献  
に関する方針」というものを明らかにしているわ  
けでございます。その最後のところで触れられてい  
うことについて米側と協議を行う、こういうよう  
になっておる。

私は、安保条約上仮に政府がその必要性を容認  
するという立場をとったにしても、ペルシヤ湾の  
安全航行の問題と関連づけて在日米軍駐留費を増  
額していくという考え方は納得できないわけ  
です。きょうは時間がありませんが、極東の範圍と  
か、いろいろなこれまでの経緯からしても非常に  
問題がある。

しかも米側からはそういう正式な政府側からの  
要請はないということになりますと、今マスコミ  
等で報道されているのは、日本側が独自の判断で  
駐留経費を増額しているところという考え方に立っ  
ておると思わざるを得ないわけですが、その理由

と、もし報道されているように仮に増額をしてい  
くという場合は、何を対象にし、どういうことを  
根拠にしてそういう日米間の協議を進めていこう  
としておられるのか、その点、まず基本的な点を  
明らかにしていただきたいと思えます。

○藤井(宏)政府委員 たいま委員御指摘のよう  
に、本年の十月七日に政府・与党首脳会議及び閣  
議におきまして「ペルシヤ湾における自由安全航  
行確保のための我が国の貢献に関する方針」とい  
うのを決めたわけでございます。その方針とい  
たしまして、1、2、3と具体的に掲げてあるわ  
けでございます。その末尾に「なお」ということ  
で、「米側が、ペルシヤ湾を含め国際的な平和と  
安全の維持のためにグローバルな役割を果たして  
いる状況の下で、我が国の安全保障にとり不可欠  
な日米安保体制のより一層の効果的運用を確保す  
る見地から、適切な対象について在日米軍経費の  
軽減の方途について米側と協議を行う」という  
一文があるわけでございます。

すなわち、この「なお」に掲げてございますこ  
とは、ペルシヤ湾における安全航行のための具体  
的施策としてこれが決まっているわけではござい  
ません。あくまで、ここにございませうに「日  
米安保体制のより一層の効果的運用を確保する見  
地から、適切な対象について」ということござ  
います。この点につきましては、既に国会におき  
まして竹下総理、宇野外務大臣等からも累次御説  
明を行っていただいております。それで、先  
ほど申し述べましたように、アメリカから要請が  
あって、その要請に基づいてこの問題を考えてお  
るということではございませんで、あくまで我が  
国が諸般の情勢を勘案いたしまして自主的に判断  
をしてこういふことを考えておるといふことでご  
ざいます。

たいま引用いたしました政府の方針に従いま  
して、現在我々いたしましたしは事務的に種々な  
方策を検討いたしておりますけれども、いまだ成  
案を得るに至っておりません。防衛庁、大蔵省等  
関係当局との間でいろいろな見地から相談をして

おるといふ段階でございまして、我が政府の方針  
というふうなことで一つの方向が出てきたという  
段階にも至っていないわけでございます。

○上原委員 そこで、この決定は前内閣で出して  
いる。また、ある報道によりますと、在日米軍駐  
留経費の増額については前内閣でアメリカ側と既  
に了解済みだ、こういう見方もあるわけですね。  
これは官房長官、そうなっているわけですか。前  
内閣で決定しておったのですか、増額するという  
ことを。

○藤井(宏)政府委員 前内閣におきまして、た  
だいま私が読み上げたこと以上の決定は何ら行わ  
れておりません。

○上原委員 私は、こういう駐留経費を増額して  
いくということにはわかにかに賛成をする立場はと  
りません。特にペルシヤ湾の航行問題とかかわ  
りにおいては、安保条約上も地位協定上もい  
んな議論をしなければいけない非常に重要な問題  
を含んでいるということと同時に、ではイラン・イ  
ラク戦争が終結をして安全航行に支障ない場合に  
はどうするかという見方もまたあるわけですね。

そこで、その議論はまたいざしるべきこと  
は、ここで明らかにしていただきたいことは、  
在日米軍駐留経費という場合に一体どういふもの  
を言っているのか。一説には八千億円とも言っ  
ている。八千億円近いと言っている。仮に八千億円  
という場合には、この八千億円の算出根拠は何な  
のか、これが一つですね。

また、現在日本側が負担をしている額は一体幾  
らなのか。また、その内訳はどうなっているの  
か、こういう問題について明らかにしていただ  
きたい、これが二点目です。

さらに、仮に増額をしていくという場合は、明  
らかに中期防と関連してくる。これは、防衛庁長  
官の見解を聞きたくわけですが、十八兆四千億と  
いう、皆さん一兆突破をして、あれが定量的歯ど  
めとは私たちは見ませんが、定性的歯どめとい  
うことになっている。その関連はどうするのか、枠  
外にするのか枠内にするのかという非常に重要な



目に結論を出すように強く要求をしておきます。ほかに二、三お尋ねしたかったのですが、時間が参りましたので、関係者にはお呼びをして、質問を終わりたいと思います。

○竹中委員長 関連して、田口健二君。  
○田口委員 私は、今議題になっております給与法関係について幾つかお尋ねをいたしたいと思っておりますが、冒頭に高島総務庁長官にお尋ねをいたします。

今回総務庁長官に御就任になられたわけでありませんが、御案内のように、総務庁長官は公務員の給与関係問題を所管するいわゆる給与担当大臣でございます。私もこの三十年近く人事院勧告の問題についてはかかわってまいりました。これは幾多の変遷がございましたが、昨年再び完全実施ということになりました。今年度もまた、率、金額ともに史上最低とは言われておりますけれども、引き続き完全実施になったことを大変喜んでおるものでございますが、給与担当大臣として、この人事院勧告制度に対してどのような御理解をしておられるか、あるいはこのこととこれからのように対応していこうとされておられるのか、基本的な御所見をまずお伺いしたいと思っております。

○高島国務大臣 田口委員にお答えいたします。ただいま御指摘のように、人事院勧告の取り扱いはつきましては、従来いろいろの変遷がございました。勧告どおりということもあれば、あるいはおおむね勧告どおりということもあれば、あるいは実施見送りというふうな敷しい事態もあつたわけでありまして、総務庁といたしましては、これは労働基本権制約の代償措置であるというふうな認識をいたしておりますので、人事院勧告がありましては、これは最大限尊重する、ぜひ完全実施をしたいという方向で努力をしていく、これが総務庁としての基本姿勢だということに認識をいたしております。

○田口委員 総務庁長官のお考えはよくわかりました。そこで、四週六休の問題ですが、法案によりますと、四週六休の実施については、公布の日から六月を超えない範囲でもって政令で定めるというふうなことにされてあります。私は、常識的に考えてみまして、現在の試行の状況から見れば、三月二十日あるいは四月十七日がサイクルの上からいって当然この実施の時期になるのではなからうかと思っておりますが、新しい年度ということになれば大体四月十七日ということにならうかと思っておりますが、このように理解をしてよろしいでしょうか。

○高島国務大臣 ただいま委員御指摘のように、この法案では「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」ということになっております。仮に、現在の試行に引き続いて実施をするということになりますと、御指摘のように三月二十日または四月十七日から開始するということにならうかと思っております。

○田口委員 そこで、現在の四週六休の試行状況であります。前回の本委員会でも質問をいたしましたときに、厚生省の医療関係の部門が試行に若干おくれである、しかしこの部門についても早急に試行の段階に入っていく、実はこういう説明もいただいたおるわけでありまして、現在の段階で、全体的に見て四週六休の試行状況というのは順調に推移しておるのか、総務庁の方にお尋ねをしたいと思っております。

○手塚政府委員 先生御指摘のとおり、約九割の者については昨年の十一月三十日から試行に入っております。途中からいろいろ工夫を凝らしてもうらうということもございましたが、それは順調に進んでおります。厚生省関係が十月の初めからようやく試行に入ったところでございますが、現在まで聞いておるところでは、比較的順調であるというふうな聞いております。来年の四月前後までには十分目算がつくのではないかと思っております。そういう意味では、現在試行状況はほ

一〇〇％というふうな御理解をいたして結構かと思っております。  
○田口委員 次に、土曜閉庁の問題ですけれども、これは十月二十三日の閣議決定の内容を見ましても、六十三年度中に実施をする、さきの本会議でも竹下総理の方からこのような趣旨の御答弁もあつておるわけでありまして、六十三年度中に土曜閉庁は実施をする、これはそのように確認をしてよろしいでしょうか。

○高島国務大臣 ただいま御指摘のございました十月二十三日の閣議決定の線を踏まえまして、昨日、実は週休二日制・閉庁方式に関する関係閣僚会議が開催されました。その席上、労働大臣あるいは経済企画庁長官、通産大臣などから、閉庁方式による四週六休、週休二日制をやるということにつきまして前向きな御発言がありました。竹下内閣としては、この問題については積極的に取り組んでいこうという姿勢を確認いたしておりますが、いろいろとなお調整を進めなければならぬ問題もございまして、それらを積極的に解決しながら、六十三年度中と申しますが、少なくとも六十三年度の終わりでない、六十三年度の終わりと申すことでは、これは積極的という評価は受けないわけでありまして、終わりでない時期に何とかしたいということと総務庁として取り組みを進めたいということとを関係閣僚会議では申しております。そういうつもりで取り組んでいきたいと思っております。

○田口委員 そこで、土曜閉庁を実施する場合に、新たな法律の改正が必要になってくるんじゃないかというふうな言われております。さきの本委員会の中で人事局長も、法律改正の必要があるのことであれば四週六休と土曜閉庁について同時決着を図りたい、こういう趣旨の御答弁もされておるわけですが、この土曜閉庁を実施をする場合の手続としての法改正というのは、給与法を改正すれば足るのか、あるいは新たな別な法律が必要になってくるのか、その辺をひとつお伺いをいたしたいと思います。

○手塚政府委員 きのう関係会議でも端的にどの法律がどうこうという議論が出ておるわけではございませんが、当初考えている閉庁の範囲、できるだけ広く閉庁できるように検討していこうという方向で現在進んでおります。

そういう意味で、そうなればなるほど国民に対しての周知徹底も十分図っていかなければいけないではないか、そういうような観点から考えますと、可能ならば四週六休の本格実施とあわせて閉庁というものを導入したいという観点から事務的には検討を進めていまして、前に私はたしか答弁を申し上げました。しかし現在、そういうような状況になりますと、給与法のように公務内部を規制する法律でもって閉庁というものを定めるといふことが国民の観点でよろしいのかどうかという点は確かに問題がございまして、そういう意味ではやはりどの程度閉庁するかといった内容と絡み合わせながら今後適切な法律形態を考えてまいりたい、そういうふうな思っております。

○田口委員 新たな法改正が必要になってくるかどうかというところは当然考えられるわけですが、そうなりますと、先ほど高島長官の方から土曜閉庁について非常に積極的な御回答もいたしておるわけでありまして、決して六十三年度の後の方ではなくて、その前の段階で実施の方に持っていきたいということになれば、そういう法律改正を行って、実施までにはある程度の整備の期間と申すか、準備の期間と申すのが必要になってくるかどうかというふうなことは私に思っております。

そうなりますと、その法律改正を、ではいつの国会で審議をするか、これがやはり問題になってくるかと思っております。今日の政治情勢といえますが、常識から考えていくならば、これはやはり今度の通常国会に法案を提案していただいて、そこで改正をしなければ、先ほど高島長官が御発言になりましたような方向にならないのではなからうか、こういうふうな私に思っておりますが、その辺の見通しはどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたしたいと思います。

○手塚政府委員 きのう関係会議でも端的にどの法律がどうこうという議論が出ておるわけではございませんが、当初考えている閉庁の範囲、できるだけ広く閉庁できるように検討していこうという方向で現在進んでおります。

そういう意味で、そうなればなるほど国民に対しての周知徹底も十分図っていかなければいけないではないか、そういうような観点から考えますと、可能ならば四週六休の本格実施とあわせて閉庁というものを導入したいという観点から事務的には検討を進めていまして、前に私はたしか答弁を申し上げました。しかし現在、そういうような状況になりますと、給与法のように公務内部を規制する法律でもって閉庁というものを定めるといふことが国民の観点でよろしいのかどうかという点は確かに問題がございまして、そういう意味ではやはりどの程度閉庁するかといった内容と絡み合わせながら今後適切な法律形態を考えてまいりたい、そういうふうな思っております。

○田口委員 新たな法改正が必要になってくるかどうかというところは当然考えられるわけですが、そうなりますと、先ほど高島長官の方から土曜閉庁について非常に積極的な御回答もいたしておるわけでありまして、決して六十三年度の後の方ではなくて、その前の段階で実施の方に持っていきたいということになれば、そういう法律改正を行って、実施までにはある程度の整備の期間と申すか、準備の期間と申すのが必要になってくるかどうかというふうなことは私に思っております。

そうなりますと、その法律改正を、ではいつの国会で審議をするか、これがやはり問題になってくるかと思っております。今日の政治情勢といえますが、常識から考えていくならば、これはやはり今度の通常国会に法案を提案していただいて、そこで改正をしなければ、先ほど高島長官が御発言になりましたような方向にならないのではなからうか、こういうふうな私に思っておりますが、その辺の見通しはどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたしたいと思います。

○手塚政府委員 きのう関係会議でも端的にどの法律がどうこうという議論が出ておるわけではございませんが、当初考えている閉庁の範囲、できるだけ広く閉庁できるように検討していこうという方向で現在進んでおります。

そういう意味で、そうなればなるほど国民に対しての周知徹底も十分図っていかなければいけないではないか、そういうような観点から考えますと、可能ならば四週六休の本格実施とあわせて閉庁というものを導入したいという観点から事務的には検討を進めていまして、前に私はたしか答弁を申し上げました。しかし現在、そういうような状況になりますと、給与法のように公務内部を規制する法律でもって閉庁というものを定めるといふことが国民の観点でよろしいのかどうかという点は確かに問題がございまして、そういう意味ではやはりどの程度閉庁するかといった内容と絡み合わせながら今後適切な法律形態を考えてまいりたい、そういうふうな思っております。

○田口委員 新たな法改正が必要になってくるかどうかというところは当然考えられるわけですが、そうなりますと、先ほど高島長官の方から土曜閉庁について非常に積極的な御回答もいたしておるわけでありまして、決して六十三年度の後の方ではなくて、その前の段階で実施の方に持っていきたいということになれば、そういう法律改正を行って、実施までにはある程度の整備の期間と申すか、準備の期間と申すのが必要になってくるかどうかというふうなことは私に思っております。

○手塚政府委員 先ほど上原委員にもお答えいたしましたところでございますが、確かに閉庁問題、私も前向きに取り組んでいるつもりでございます。ただ、この問題は、明治以来、土曜日半ドンという形ではございますが、役所は開いているものという形でございますが、国民の間定着しているもの、これを變えていくにはやはりそれなりに国民の理解も得ながら進めなければいけないということ、昨日の閣僚会議でも民意の反映に努めなさいという宿題をいただいております。

私どももなるべく急いでやりたいと思っております。そのほか地方公共団体の関係もございませぬ。あるいは国会、裁判所等との関係もございませぬ。そういった手続も踏み、かつまた閉庁という、行政サービス提供の問題ではございますが、それがまた翻って職員勤務条件の問題としてもはね返ってくる面がございます。この点につきましては、やはり所管の人事院の意見も聞かなければいけない、さらに先生も御指摘のとおり、やはり国民に対する周知徹底期間も考えなければいけない、なかなか大変であることは事実です。

それは、閣議決定の案文にもそう入っておりますが、実施が六十三年度中というふうに入っておりますが、書いてあるわけじゃございません。導入を六十三年度中に図るといふふうになっております。ただ、昨日の閣僚会議でも、なるべく急いでという御意見が強かったことも事実でございます。私どもはそれを踏まえて今後作業を鋭意進めていきたいと思っております。現時点でいつごろだという点は、まだいろいろ条件がございますので、ここではちょっとお答えはできかねるわけでございます。

○田口委員 どうも人事局長の答弁は随分長官の答弁から後退していると思っております。導入というところで実施ではないんだというふうな新しい見解が出たような気がしますが、あるいは周知徹底をしなければならぬ、私がさっき言ったような、あるいは公務員にとってみれば労働

条件の問題でもある、いろんなそういう話し合いもしなければならぬ、だからある程度の準備期間というのが必要だろう。だからその前に、やはり政府としてはいつぐらいから少なくとも土曜閉庁に踏み切らんとする一定の方向を示して、そして全体がそれに向かって動き出すような方向でやらなければ、国民に理解を求めるとかあるいは周知徹底を図るなんて抽象的なことを言っておいたのでは、いつまでたつたって私は実施できないと思えますよ。だから、少なくとも政府が一定のめどを出して、こういう方向でやりたいんだ、そして法案も出して国会の中で審議してもらおう、こういうことになって全体が動き出していくんじゃないでしょうか。

どうも人事局長の今の答弁では、これはもういつになるかわからぬというふうな印象を受けますが、どうなんですか。

○高島國務大臣 私どももいたしましては、いわゆる交代制勤務による週休二日制といましようか、これは仕事の能率の面だとか、あるいはまた、例えば休みをとりにくい職員も出てくるか、本来なら交代で休む番だけれども休めないという職員も出てくるか、いろいろな問題があるか、というので、職場の能率等から考えても、閉庁方式による週休二日制、これを少なくとも四週六休の段階でなるべく早く実施したいという気持ちは持っておりますし、人事院などもそのような方向でお考えになっておられるようでありまして、それはしっかり受けとめていかなくてはならぬと思っております。

率直に言つて、私の頭の中にはいつごろというの調整はあります。しかし、いろいろ関係方面との調整がございまして、したがって、今ここでいつ実施かを言え、こう言われても、少なくとも関係閣僚会議で申し合わせた線以上のことを今ここで私の立場で答弁するのはいささかいたしかねるというところがございますので、田口委員の御趣旨を踏まえて真剣に取り組んでいく姿勢であるというところを御理解いただきたいと思います。

○田口委員 そういうことで、私も長官の今後の御努力に大変期待を申し上げておきます。

小さいことでありますが、これは事務当局の方にお尋ねをしたいと思うのですが、土曜閉庁になった場合に、今も長官の答弁の中にもあったのですが、本来ならば休みであるけれども、どうしても勤務の都合で出勤しなければならぬ、そういうときは、これはどういう措置をとるお考えですか。たしか今は四週六休のときは超勤手当でおおるのですが、その辺わかっておりましたら教えていただきたいと思っております。

○手塚政府委員 これは、むしろ人事院マターかと思っております。

閉庁にした場合に、土曜日をどういう位置づけにするのか、休日勤務にするのか、あるいは代休制度というのを導入するというようなことを検討を始めるというふうにも聞いておりますが、それをどうするかというところは、まさに勤務条件の一つとして、今後閉庁の方向が決まった際に人事院として検討して、勧告なりなんの形で申し出る案ではないかというふうにご考慮いただきたいと思います。

○田口委員 そこで、自治省の方にお尋ねをしたと思うのですが、自治省における四週六休の試行状況といたしまして、自治省に実施状況というものは、国に比べて大変おくれであるような感じを今私は持っておりますが、この自治省における四週六休の実態、先ほど自治省は全国的な調査を実施されたというふう聞いておりますが、その結果はどのように把握をされておられるのか、総括的に結構ですから教えていただきたいと思っております。

○芦尾政府委員 お答えいたします。地方団体におきます四週六休の試行状況でございますけれども、ことしの十一月一日現在で二応把握いたしましたところが、全団体で四一・一％、四割を超えたというところの数字はなっております。都道府県では既に九五・七％ということ

で、大体行き渡っておるわけでございます。これは、四月一日現在で調べたところ、二一・五％というところでございます。それから、それから倍ぐらいにはなっておりますというところで、試行は順次進んでおるといふふうにも見えておりますが、これからの促進はさせていかなければいかぬというふうにも思っております。

○田口委員 この自治省における四週六休の実態状況というのを全国的に見ても感じたことがあつたのですが、地域的なアンバランスが少しあるのじゃないか。例えば、東北地方というものは全国的に見てこれが非常におくれであるのではないかと、私なりに非常に思っております。私なりに判断をいたしますと、恐らくこれはその地域の民間の状況ではなからうか、そのことが一つ影響しておるのじゃないか、これはただ単にその地域地域の民間の状況に応じて決めるということよりも、やはり週休二日なり四週六休は、その過程であります。国の重要な施策の一つとして全国的に取り組んでいくべき問題であるというふうにも思っております。

そういう地域的なアンバランスというものが仮にあるとすれば、その辺は自治省としても積極的に関係自治省を指導していくべきではないか、このように思っておりますが、その辺の御見解をいただきたいと思います。

○芦尾政府委員 確かに、見てみますと地域的に進んでおるところとそうでないところとあるわけでございますが、今おっしゃいましたように、住民の御理解といたしまして、そういうものを得るといいますか、そういうところがよくおられるという点もあるかと思っております。

今、私どもの方では全体的に指導申し上げておりますけれども、現行の予算、定員の範囲内でやっております。行政サービスの急激な変化を来さないようにというふうなことも指導をいたしております。そういう中で、私ども自身としては、地方公共団体が四週六休制を実施することは望ましい、そういう基本的立場で指導は

たしておるわけでございますが、今後ともそういう方向で指導をしていきたいというふうに思っております。

○田口委員 その中でもう一点、四週六休の問題で自治省に確認をしておきたいと思えます。

たしか十一月二十七日の事務次官通達であったと思うのですが、この中では、試行から実際に、まあ自治体の場合には条例の改正が必要になってくるだろうというふうに思いますが、試行一年を経過してから本格実施に入るべきだ、こういう指導をされておるようですね。ただ、後ろの方の文章では、ただし書きの中で、現実的には、実際にそれが可能であれば余りこだわらなくてもよろしいというふうにも読み取れるわけですが、それはそのように理解をしてよろしいでしょうか。

○芦尾政府委員 次官通達を私も示しておるわけでございますが、おっしゃいましたように、原則といたしましては、一年程度の試行を通じまして、その問題点の検証でございますとか対応策の検討を行っていただきまして、その実施について支障のないことを確認した上で、試行の実績を踏まえまして実施することが望ましいというふうに指示しておるわけでございますが、試行期間が一年に満たない場合でございますが、試行期間中の業務の繁閑それから試行状況、そういうものに照らしまして年間を通じて支障がないと自治体の方で自信ができましたら、これは実施に移行して差し支えないというふうに考えまして、その旨をお示しをいたしたところでございます。

○田口委員 そこで、地方自治体における土曜閉庁の問題ですが、これを自治省としてはどのようにな今後指導していこうとしておられるのか、基本的な考え方で結構ですから、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○芦尾政府委員 土曜閉庁の問題でございますけれども、御承知のように、地方公共団体の窓口業務は住民に密着しておる業務が多いといったようなことがございます。それからもう一つ、これは各地方公共団体への閉庁方式の導入ということに

なりますと、それぞれの団体が決定する、基本的にはそういうことになるわけでございますが、そういう意味でも検討すべき課題が相当多いということはあるわけでございます。

しかしながら、この問題は国全体としての労働時間の短縮を図っていくという観点から検討されておることでございますので、地方団体におきまして導入ということにつきましては、これはやはり望ましいものであるというふうに考えておられます。今いろいろお話しをいたしました、国における準備状況等を勘案しながら、私ども国にできるだけおくれぬように検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○田口委員 国におくれぬようにという立場での御指導というのは、私も当然であると思うので

これは当然なことだと思えますけれども、地方自治体でありますからそれぞれ自主性を持つておりますし、公務員の労働条件の問題にかかわる問題でもありますから、当然労使の間の話し合いというものも必要になってくるわけですが、それぞれ自治体の自主性を認めながら実施に入るところについては逐次入っていくことについては、自治省としてそれを規制をするようなことはなしでしょうね。

○芦尾政府委員 この問題は、それぞれ国の方の準備状況をこれから勘案していただくわけでございますが、国の動向を見ながら、国の方で導入を踏み切られるといったような状況を見ながら、それを踏まえまして私ども地方団体を指導していくにはやぶさかではないというふうに考えておるところでございます。

○田口委員 いや、それはわかるのですが、そういう状況の中で、全国で三千三百からの自治体があるわけですから、それぞれスタートの時点というものは必ずしも一致するとは限らないと思うのです。そこで、早くその実施に踏み切っていくという自治体が出た場合に、自治省としてはそれを規制をするとか、そういうことはしないでしょ

うねというふうにお聞きをしております。○芦尾政府委員 国の準備状況を見ながら、国が導入を踏み切った段階で考えていかなければならない問題でございます。私どもとしてここがまた一つの問題であるわけでございますが、ばらばら土曜閉庁に入っていくのか、それとも全体として入っていくようにするのか、その辺はこれからの検討問題であらうというふうに思っております。

いづれにいたしましても、私どもの方では、基本的には国におくれぬようにやっております。指導していきたい、そういうふうな考えをしております。

○田口委員 次に、文部省の方にお尋ねしたいと思いますが、国立に限らず公立を含めまして国公立の特に小中高、現在この辺の四週六休の試行状況というのはどのような状況になっておるか、概括的で結構ですからまずお知らせをいただきたいと思えます。

○岡林説明員 お答えをいたします。教員の週休二日制につきましては、学校における教育活動との関連で実施をする必要があるわけでございますが、現在学校の教育課程が週六日を前提にして編成をされている、また一方、夏休み等の長期休業期間がありますので、これらの長期休業期間中にいわゆるまとめで取りという方式で実施をするようにいたしておるところでございます。教員の週休二日制につきましては、現在十都県の公立学校と国立大学の附属学校においてこのまとめで取り方式によって試行が実施をされているところでございます。

○田口委員 そこで、土曜閉庁がさっきから話題になっておるわけですが、さらに完全週休二日制というものを展望して考えた場合に、学校五日制の問題はどうしても避けて通ることができないというふうに思うのです。したがって、今文部省としては学校五日制の問題についてどういう検討状況にあるのか、その辺がわかっておればまず教えていただきたいと思えます。

○熱海説明員 お答え申し上げます。御指摘のように、今日の社会状況の変化というものも考えますときに、やはり学校五日制の問題も重要な検討課題だというふうに認識をしておるわけでありませう。実は、この問題については現在、小学校、中学校、高等学校の教育課程を検討しておる教育課程審議会というものを開いておりますが、ここにも検討をお願いしておるわけでありませう。この教育課程審議会は、十一月二十七日、これまでの二年間の審議をまとめた「審議のまとめ」というものを発表しておりますが、この中では、学校教育も子供の生活も社会状況の変化と切り離して考えることは適当ではないという意味からいって、今後学校五日制の問題は漸進的に導入する方向で検討したかどうかという御提案を受けているわけでありませう。

ただ、この「審議のまとめ」の中でも関連して指摘がありましたが、この問題を検討するに当たっては、教育水準というものをどういうふうに考えるのか、あるいは子供の学習負担というものをどういうふうに考えるのか、土曜日に子供の生活がいろいろありますが、こういったものの過ごし方あるいはこれの受け入れ態勢というものをどういうふうにか、こういったことについて十分検討してほしい。あわせて、国民の理解ということも大事だから、この面も配慮しながら今後十分検討してほしい。そして、いつからこれを具体的に実施していくのか、この問題については、文部省の方で実験学校などを設けて十分幅広く検討してほしい、こういう御提案が「審議のまとめ」の中にあるわけでありませう。

文部省としては、教育課程審議会の答申がちょうど今年末でありますから、これを受けてから、先ほどから出ておりました教員の週休二日制の問題なども絡みますしあるいは受け入れ態勢の整備をどう進めるかという問題もありませんから、こういったものを幅広く検討しながら最終的な対応を考えてみたい、こういう状況であります。



さいという形で調査をいたしたわけでございますが、その調査の結果によりますと、全庁平均で見ますと約三十二時間、それから本省庁関係で見ますと約四十一時間、こういう数字が出ております。

○田口委員 それでは最後に、この時間短縮の問題でこれから非常に重要になってくると思うのは、確かに今、年休の消化状況も先ほどお答えをいただいたのですが、極めてまだ不十分な状況でありますから、これはやはり完全取得ができるような方向をとっていかねばならぬと思っておりますが、同時に休暇制度そのものを再検討して、現行の休暇制度をさらに拡充していく、これがやはり全体的な労働時間短縮につながっていくのではないかと思いますが、この休暇制度の拡充の問題について人事院は何か検討されておられるわけでしょうか。

○川崎(正)政府委員 御指摘のとおり、休暇制度の拡充ということは労働時間短縮の上からも非常に大事な事柄であると思っております。この休暇制度の拡充あるいは改善ということにつきましては、社会経済あるいは生活構造の変化というものをも十分に引きあわせながら調査研究を進めてまいりたい、このように考えております。

○田口委員 それでは防衛庁にお尋ねをいたしますが、今回の防衛庁職員の給与改定に伴ってどのぐらいの財源が必要になるのか。そしてこれらの財源については、言うならば、当初予算に補正をするということでは、言わなければ、当り初算に補正を初予算の範囲の中で経費の節減なりいろいろな形でこれを消化されようとするのか、その辺をまずお伺いしたい。

○日吉政府委員 お答え申し上げます。今回の給与改定に伴います防衛関係費の増加所要額は約二百二十億円でございます。これをどのような形で予算補正を行うかにつきましては、これは全庁統一的な政府としての考え方があらうかと思っておりますので、それを待ちまして、その一環といたしまして処理をされることにならうかと思

います。○田口委員 防衛庁としてはまだその程度のことしか言えないのですか。ほかの省庁が補正措置をすれば防衛庁も補正措置をするというわけですか。

○日吉政府委員 今回の給与改定は、人事院勧告を完全実施するという政府の方針に基づきまして、その一環といたしまして防衛庁職員の給与の改定も行われることとなりますので、それに要します経費を政府全体といたしましてどう捻出し、どういふふうで処理するかというところは、政府の国家公務員全体に対します措置の一環として防衛庁も処理されるべきだと思っておりますし、私どももそのような措置に従いたい、かように考えております。

○田口委員 何といいますが、うまくすり抜けようとしておられるのかわかりませんが、ただ、私がお聞きしたいと思うのは、御存じのように、昭和六十二年の予算において防衛庁予算というのは対GNP一%を突破しておられるわけですね。さきの本委員会でも中曽根前総理は、この問題についていわゆる定量的な歯止めはできておるのだ、それはこの中期防を決めたときに給棒というものを決めておるから、これが歯止めになっておるのだというところで、十八兆四千億ということを盛んに強調されておったわけですね。

それでは何ですか、防衛庁は今度の職員の給与改定が、これから六十三年度、六十四年度と毎年度当然予測をされると思うのですが、そうなった場合にどうなさるのですか。ずっと補正して積み上げていかれるのですか、それとも内部的な努力によって給棒の中でおさめていこうというふうに考えておられるわけですか。

○日吉政府委員 まず、私どもも予算の執行に当たりましてはその効率化に努めるべきは当然でございます。また、そのような形で予算を執行いたしてまいりたいと考えております。ところが、ただいま先生から御質問がございました中期防衛力整備計画の五カ年間の十八兆四千

億でございますが、これは六十年価格の実質価格で算定されておりますものから、ただいま御質問ございました毎年毎年の給与改定はまさにノミナル、名目の価格でございますから、その限りにおきましては、この部分は名目では上昇せざるを得ない、かように考えております。

○田口委員 きょうはもう時間がありませんからこの問題はこの程度にしておきまして、ちょっと議題からそれますが、外務省の方にお尋ねをいたします。さきの百九国会で、八月二十五日に本内閣委員会で、私は外務省の方に駐留米軍の爆発物処理第一グループの存在について幾つかお尋ねをいたしたわけですが、その際に外務省の方では、アメリカ政府の方に現在照会中であるとか、その後状況が判明すれば機会を見て報告をしたい、こういうお答えでありましたので、この際、その後の経過なり状況についてお聞きをいたしたいと思っております。

○藤井(忠)政府委員 本年八月二十五日に本委員会におきまして、田口委員からの御質問に対しまして、その後情報を入手すれば、御質問があればその都度お答えすると申し上げました。その後、八月三十日に田口委員が御指摘になりました文書を手に入れました。九月一日には参議院の内閣委員会がたまたまございまして、そこで御質問がございましたので、野田哲議員の質問に答えまして、詳細にこの文書の説明、それから政府としての考え方、事実関係等を説明しております。その後も、九月三日あるいは九月十六日、それぞれ国会におきまして、委員会におきまして、本件につきまして詳細な説明をしておるところでございます。

その内容を簡単にいって申上げますと、この当該文書は米軍の内部文書でございますけれども、初めから特に秘というところではございませんで、内部文書と申しますのは、アメリカの太平洋艦隊の指揮下にございまして各部隊に対して

いたしまして、爆発物処理及び海軍の爆発物処理分遣隊サービスを得るための手続に関するものでございまして、この文書によりまして、この分遣隊の第一EOD、これは爆発物処理という意味でございますけれども、この第一グループの分遣隊が我が国の横須賀にあるということでございます。なお、この爆発物処理と申しますのは、理論的には核兵器の事故も含む、核兵器をも含むということでございますが、爆発物一般ということでございます。特に不発弾の処理ということを明記しておりますけれども、あるいは損傷のあった爆発物を処理するということでございます。

横須賀以外に佐世保、横田、富士、岩国、三沢、嘉手納等七カ所にこれがある、これはただいまの文書とは別で、別途の調査で言うことでございます。ただ、そのうちの佐世保につきましては、十月一日でこのEODはなくなったと聞いております。この佐世保のEODには士官がおりませんが、下士官二名がいたようでございますけれども、そのEODという特別なセクションはなくなったと聞いております。

以上がその後の概括でございます。○田口委員 時間が参りましたので、最後に一言だけ申し上げて終わりたいと思っております。聞くところによると、公文書館法が参議院から本委員会に送付されて、後ほど御提案があり採決されると聞いております。質疑の時間がありませんので、一言だけこの機会に申し上げておきたいと思っております。

さきに私は本委員会が情報公開について政府に対して御質問をいたしました。それは第二臨調あるいは行革審、このときはポスト行革審の設置法の審議の場でありましたが、これらの第二臨調や行革審の審議の経過あるいは答申の内容から見て、今最も政府として取り組みがおくれているのがこの情報公開の問題だ、こういう点から幾つか指摘をし、御質問を申し上げたわけでありまして、したがって、私どもはこの公文書館法案にもちろ

なるとして、私どもは本委員会が情報公開について政府に対して御質問をいたしました。それは第二臨調あるいは行革審、このときはポスト行革審の設置法の審議の場でありましたが、これらの第二臨調や行革審の審議の経過あるいは答申の内容から見て、今最も政府として取り組みがおくれているのがこの情報公開の問題だ、こういう点から幾つか指摘をし、御質問を申し上げたわけでありまして、したがって、私どもはこの公文書館法案にもちろ



ております四週六休制、さらには閉庁方式の実施にまで踏み込んだ報告及び報告が出ていたことは、まさに国際社会の中で日本が働き過ぎというふうな悪評が高い中、先ほどから先憂後楽という言葉が何回も出てまいりましたけれども、そういう中で、国民の合意を取りつながら公務員が週休二日制に向かって進んでいくという方針が出された、これを非常に高く評価しておるわけですが、これを閉庁方式の実施に向けて、特に閉庁問題に関して当面の問題点、それからその対応策あるいは実現の可能時期について、きのう土曜閉庁問題関係協議が開かれたようであり、まず、先ほどからいろいろ出ておりますが、新聞報道で読む以前の内容しかお答えが聞けないというのには非常に残念なわけでして、この国政を審議する委員会が質問をするよりは新聞を見た方がいいということも残念です、先ほどよりももう少し具体的に、どういうことを検討しておられていつごろをめどに置いておられるのか等々お聞かせいただければと思うのですが、よろしくお願ひします。

○手塚政府委員 政府内部で検討しているもの途中段階で必ずしも十分に外に公表しないという点がございます、ですから、御指摘の点はごもっともな点でございますが、関係協議でどうこうという点は私も申し上げられません。

私どもの総務庁でこういうことを検討しているという点だけをお話しいたしますと、先ほどもちょっと出しましたが、私も、当初はごく限定した一部を閉庁にするならば国民の理解を得やすいのではないかと、本年三月、人事管理官会議総会ですが、各省の人事課長を集めての会議で検討をお願いするというのを始めたわけです。ただ、その後の情勢を見ますと、実はマスコミも含めまして概してそういう御時世になってきたのかもしれないが、私もなどが考えていた以上に各省ももっと積極的に閉庁したいという意向もございまして、そういうごく限られた閉庁から始めるのではちょっといいかというのではないかと

いう感じがある時点から得るようになりました。現実、政府としても五月には緊急経済対策で初めて閉庁という言葉が閣議で決めた中に入ってきたわけでございます。こういう情勢を踏まえて、実は週休二日制、土曜閉庁問題関係協議と、そのものを新たに設置もいたしまして、そこで御議論いただきました。

そこで、四週六休につきましては、人事院が勧告したところでもあり、試行も円滑にしているというところで、これはなるべく早く本格実施に移した方がいいであろう。しかし、閉庁についてはやはり対国民の点を考えるといま少し慎重にやるべきではないか。現実にはどういったところを閉めるのか、閉めた場合に行政サービスに対する影響はどうなるのかという点、これはまだ各省に検討していただいておりますが、最終的な成案を我々も得ているわけではございません。

一週間に処理すべき業務量は決まっています国民に対する窓口でなければ、土曜日半日ずつ出てきてやっていると、要するに要員数は同じではないか、それで同じ処理ができるではないか、これなら国民に迷惑がかららない、行政サービスも低下がないと言えるところです。ただ、そうではなくて窓口として考えた場合には、今半数の職員が対応している、ある意味ではサービスは落ちてくるわけですね。それを、ある土曜日は全員出てくるからサービスは向上するといつても、ある土曜日には窓口は開かれないというの、国民から見れば場合には明らかにそれ自身が行政サービスの低下と言われのおそれもあるわけなんです。ただ、そのときに果たして常に不特定多数の国民が本当に多数来られるのかどうか、あるいは特定の限られた業界なら業界といった方が多いのではないかと、そういったような点も検討しないと、どのような影響があるかというの、はわからないわけですね。そういった点をさらに検討していかなければいけないのではないかと、この宿題を閣議からも受けております。その辺を踏まえて、民意を問ひながら

政府としての方向を決めていくべきであらう。それからまた、言いくいですが、国会との関係もございまして。こちらは閉庁して、国会が開かれないとなつた場合にどうかといったような問題もございまして。裁判所との関係もございまして。それから、先ほど議論も出ておりますように地方との関係、これはやはりある程度国が先行せざるを得ないかという考え方に閣議もなっておりますが、だからといって地方を完全に置いていくというわけにはまいらぬであらう、その辺はどうなのかといった問題が残っている。さらには、国民に対する周知徹底、理解してもらうには期間というのをどの程度置いた方がいいのか。

そうすると、それらを総合して一体どのような法体系が一番ふさわしいのか、こういった問題を今後さらに検討していかなければいけない問題として我々は理解しているところでございます。

○川端委員 法律的な問題と時期の問題についてはいかがでございますか。

○手塚政府委員 ちょっと早口で申し上げたのでお聞き取りにくかったかもしれませんが、最後に今挙げたような問題点を網羅的、総合的に勘案してどのような法体系がふさわしいかということが出てまいりましてございます。

それから、今私がいろいろ申しました個々の宿題、それをどのように片づけていくかというの、なかなかスケジュールを決めてはとやるといふわけにもいきません。ですから、関係協議の空気が踏まえてなるべく早期にというふうに考えておりますが、いつ、どういふふうにと、この点は現時点ではひとつ御勘弁いただきたいと思っております。

○川端委員 土曜閉庁というのは当然本格的な週休二日制への移行の前段階として位置づけられているというふうな思っているわけですが、この場合、それから総合的な短の問題も含めまして、いわゆる仕事の、公務の能率向上というものが当然不可欠であると思ひますし、このことは国民の大多数が望んでいるいわゆる行政改革の推進とい

う部分の大きな柱になるであらう。それから、先ほどから繰り返言われている国民の理解というもの、確かに土曜日が一日休みになるとその日があいていないというふうな不便は生じるわけですが、国民の理解というのは、公務員の方も必死の努力をされている、確かに、いわゆる人のサービスということではなくて、全体的にも必死の努力をして効率化をされているということが裏づけとしてないと、ただいらないときはポストがあつてそこに入れたらいいとか、留守番電話があるとかいうふうなものではないと理解しているわけですね。

そういう意味で、人勤の報告の中にも「民間企業における生産性向上のための様々な努力に見合う、例えば「事務効率化も含めた事務処理方法の改善、行政事務の簡素化等による公務能率の向上」等々を「計画的に条件整備を進め、併せて国民の理解を得る努力が必要である」という御指摘があるのはまさにそのとおりだと思います。そういう観点から、具体的にこういう提起をされ、閣議でも承認をされている具体的な項目について、具体的なその効率化というものを推進元である総務庁はどうかというふうに各省庁に徹底していくというふうにお考えなのか。そういう実態が国民の中に見えてきてこそ理解というものがつながらないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○手塚政府委員 先生御指摘のとおりでございます、私も、民間の労働組合から週休二日制問題で意見を求められ、議論したこともございます。その際に、やはり国民の理解を得ていくためには公務としてそういう公的公務能率の向上を図っていかなければいけないということも苦勞しているのだと言つたら、民間の組合の人たちも、それはそれで、自分たちも実際には生産性向上を図つて、それで週休二日制を推進してきまして、しかも、それによってまたそれが能率向上につながる、生産性向上につながる、そういうふうな話も聞いてございまして、ただ残念なのは、民間の場合には生産性向上が利

た

益なら利益という形で端的に出てまいります。公務の場合には、残念ながらそういうようなマルクマールといったものは、多数の部局につきましてはあり得ません。

それで、私どもが対国民との関係で各省にお願しているのは、週休二日制を推進するために予算や定員をつけてやるのならば簡単な話なんだ、だれでもできる、民間でも血のじむような努力で週休二日制を推進している以上は、現行の予算、定員の範囲内、敷しいですが、それを守って、その中で工夫を凝らすことによって能率向上ができるのではないですかということ、四週五休の際もそうでしたが、四週六休もそういうことで実は本格実施決定に至ったわけでございます。

これは、週四十四時間から四十二時間への切りかえですから、本当を申せばこれで約五割の定員削減に相当する、特に交代制勤務などではかなりつらい面があるかと私は思います。それを各省サービスに著しい低下につながらないようないろいろな工夫を凝らしてやっていますわけでございます。発想的には先生と全く同じで、個々の工夫、努力は各省それぞれにやっておりますが、いわば総論的には全く先生と同じでございます。

○川端委員 総論的にはそうなんですけれども、私が申し上げたのは、例えば具体的に「事務効率化も含めた事務処理方法の改善」というふうな表現までしておられるという部分でいうと、所管する総務庁としては、各省庁に共通的な事務というものはこういう形で効率化というものをしようではないかというふうな音頭をとるぐらいまでして、やはりそういうことに対するいわゆる効率化というのをすべきではないか。

例えば、あしたが一時金の支払い日でございますけれども、漏れ聞くとお聞きになりますと、公務員の場合は、一円まで現金で全額をもらう人、給料振り込みでもらう人、それから両方に分けてもらう人、こういうふうにあると聞いておりますが、民間で、そこそこの規模で、給料は現金で一円まで支払っているところ、恐らくほとんど

ないというふうに思います。ことし民営化されましたNTTは、民営化をした途端に全員の給与の振り込みに関して労使での協議に入っており、ま、ということはやはり、先ほど利益というふうな表現をされましたけれども、本当に強い体質としてみんながその仕事を推進していくの一致協力してむだをなくしていくということ、時代の流れとして当然要請をされている。

そういう部分に関して旧態依然として、例えば支払い日になると、午前中ぐらい給与担当者あるいはその周辺の人たちが大金を前に一人ずつの袋にお金を入れていくという仕事をすると、それがどうなんだろうかなというのを率直な気持ちとして持たざるを得ません。もちろん、これは労使の取り決め事項でもありますが、難しい問題もいろいろあると思いますが、そういう姿勢がやはり問われているのではないかなというふうな気がいたしました。ぜひとも、きめ細かく、やはり本当にやるのだという意欲を持ってやっていただきたいというのを感じて持っております。

それから、時間が非常に少ないので、ちょっと防衛庁の関係を伺いたいというふうに思います。防衛庁長官、新しくおなりになって非常に期待をさせていただいているのですが、新聞で、いろいろところでインタビューが出ておいて、これはそのとおりの言われたかどうかわかりませんが、これも、「国の平和や安全といったものを維持、発展させる第一線に在る」という「自覚」を持った隊員のみなさんを受け止める、と私自身も緊張感を覚える。「日本を守るんだ」という防衛に対する真摯（まごころ）な気持ちが伝わってきて、「しっかりとやってもらいたい」と激励してきた。こんなことで書いておられます。

そういう思いでいいますと、まさに今国の平和や安全が問われている事象が現に起こっているというふうに思いますし、自衛隊というものが国民の中でどういう役割を果たさなければいけないのだらうかという議論を開かれた場所である必要が

ある時期が来ているのではないかという思いをしておりますので、そのことについて若干伺いたしたいと思います。

いわゆるペルシャ湾の安全航行の確保については、釈迦に説法でございますが、石油資源のほぼ一〇〇%を輸入に頼っている我が国にとって、石油資源の安定確保が国の経済、そして国民生活の生命線であると言っても過言ではないと思えます。しかも、その総輸入量の六八%をペルシャ湾經由の海上輸送に頼っているという現状の中で、我が国の船舶の安全航行が危険にさらされているというのが現状だと思えます。

十月七日の閣議決定に見られるように、一層の外交努力によって紛争が平和に解決するように、あるいは日本船舶の安全確保がされるようにという努力はなお一層精力的にお続けをいただきたいというふうに思うのですが、ことしに入っても、既に八隻も被弾をいたしております。幸いにして死者の発生あるいは沈没するというふうなことは起こっておりませんが、被弾の状況をお伺いしますと、まさにそれはたまたま幸いにして死傷者が出なかった、あるいは沈没をしなかったというふうなこともあるようです。日晴丸の九月三十日の被弾は左舷側居住区に銃弾を浴びている。居住区というところは人がそこにふだんいるという場所です。あるいは秀邦丸の五月五日の部分では、もう少し下であれば沈没しただらうというふうな状況であるという事態にまで至っているわけ

です。そういう中で、外交努力だけで本当に国益と国民の生命財産を守るといふ政治の責任が果たせるのだらうかという疑問は国民として率直に持っているというふうに思いますし、現にその船舶の航行に従事する人それから企業は、労使で相談をして、一番安全な時間帯は何時であるか、どういう形態で航行したらいいであろうか、それから危険な水域は可能性としてできるだけ避けようというふうな、いわゆる自前の努力で我が身と我が財産を守るといふ努力をしている。国が果たすべき責任が問われているのではないかなというふうに思います。そういう中で、まさに国民の生命財産を守る自衛隊の長として、この事態に関してどういう御所見をお持ちなのか。

あるいは、前回の委員会で同僚の和田委員の方から総理に対して質問をいたしました自衛隊法の八十二条及び九十九条。例えば八十二条は、「長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができ」というふうに書いておられますが、そういうふうな使命を持っておられる長官としての御見解をお伺いしたいと思います。

○依田政府委員 初めに、八十二条並びに九十九条の御質問も入っておりますので、事務当局の方からそれに対する所見等を述べさせていただきます。八十二条「海上における警備行動、それから九十九条「機雷等の除去」というような規定につきましては、いずれも海上における警察行動を規定しているものでございまして、海上保安庁等が一時的に通常は警察行動をやっているわけでございますが、特別の場合で海上保安庁の手に余る場合、また自衛隊のような専門的知識を持つている者が処理した方がよいような場合ということで、例外的にこの規定が発動されることになっているわけでございます。

もちろんこの規定は領海に限るといふ規定もございませぬので、必要な範囲で公海にも及び得るといふことはこれまで解釈としてなされてきているところでございますが、ペルシャ湾というふうな問題につきましても、現に交戦中というふうな問題につきましても、現に交戦中というふうな海域でございまして、具体的にこういう海域にそういうような戦闘が行われているというふうな問題については、そのときの状況とかいろいろ複雑な要素が絡んでおりますので慎重に検討してまいる必要がある、法的にもできるかどうかを慎重に検討

してまいる必要があるというのがこれまでの政府の一貫した考えでございます。そういうことも勘案した上で、現在、総理の所信表明演説にもございまして、非軍事的手段による我が国としての積極的貢献を図ってまいるという方針が出されておるわけでございまして、その点をまず御理解いただきたいと思っております。

○瓦国務大臣 委員の質問にお答えいたしますが、自衛隊法八十二条、同九十九条に關しましては、これは官房長からただいまお答えをいたしましたとおりでございます。

ベルンシャ湾の重要性につきましては十分認識しておるところでございます。また、自衛隊のなし得るところ慎重を期していかなければならぬ、こういうことも御理解をいただけたらと思っております。総理の所信に述べておられますとおり、積極的に非軍事的手段による方法も講じてまいらなければならぬというふうなことも等々ございまして、また十月七日の政府・与党の決定もございまして、これらを見守ってまいりたい、かように思っております。

○川端委員 複雑な事情があり慎重に考えていくということを守つと続けていて、現に必死の思いでみずからの命を守る人がいるという部分にどう対処されるのかということに關しては、やはり国民は非常に複雑な思いをしているというふうに思っています。私は今すぐ自衛隊法にこういふ条項があるからそこに行つて守るべきだということを申し上げているのではありません。外交的努力はもちろん平和的な手段として続けると同時に、国民が現にそういう危機にさらされているという事態に對して、国として何をなすべきなのか、何が可能なのか、それからそれが国民にとつてもわかる形で議論すべきだというふうに申し上げているわけでありまして、今の状態ですと、何もしてくれないということだけであつて、本当に国の平和と安全というものを国民がどう受けとめたいのかということに關しては、指針がないというふうには思わざるを得ないわけでありまして。

竹下総理は所信表明の中で、「世界の平和と繁栄が日本の生存と発展の基礎であり、今や国際秩序の主要な担い手の一人となつた我が国としては、平和への寄与と繁栄への国際協力をより積極的に推進していかなければなりません。」平和も繁栄も我が国自身が懸命に汗を流して追求すべき課題であり、そのためのコストは進んで負担していかなければならない」というふうな述べておられますが、私もまさにそのことに對しては同感であります。

そういう意味でいいますと、今までの議論がそういう総理の基本的なお考えの実行として果たして国際社会的にも理解の得られる対応であるのかどうかということも非常に疑問に思つておられます。従来防衛の議論の中で有事立法の問題も私も何回も取り上げさせていたしましたが、有事立法に關して研究はしたけれども法整備はしないというままで中途半端に終わつておるわけですから、今回のベルンシャ湾のようないわゆる平和時の、別に戦争をしに行くわけでもありません、そういう状態での国民の生命と財産を守るということ、それから国際社会の一員として役割を果たしていくということがどうあるべきなのかという研究と国民の合意形成の議論というものを図つていかれるべきだと思つておるのですが、長官、いかがお考えでしょうか。

○瓦国務大臣 委員御指摘のベルンシャ湾問題でございますが、資源の乏しい我が国にとりましてベルンシャ湾沿岸の安定という問題は極めて重要な問題である、かように認識をいたしておられます。また、自衛隊がどう行動すべきかという問題につきましては、先ほど申し上げましたとおり慎重でなければならぬ、かようなことも御理解いただけたらと思つておられますが、それぞれ法律的に今申し上げると、また、ベルンシャ湾は紛争地域でもあるということもございまして、格別慎重を期さなければならぬということも申し上げておるわけでございますが、国民の中で日本の存立の問題として議論がなされる、そのことは大変大切なことで

ございまして、世論がより関心を持つてまいるといふことは資源の乏しい我が国にとりまして極めて大切なことだ、私はかように理解をしております。ところでございまして。

○川端委員 時間が来ましたので終わりにいたしますが、長官、就任されて各部隊等を御視察されたと思つておられますが、そこで国を守るために必死の努力をし真剣に活動している人たちが、正直言つて何か日陰にいるような議論がやもするとおると思つておられます。そういうことじゃなくて、日本の防衛論議というのが真つ正面から国の守りとして議論されるように御努力をこれからも重ねていただきたいというふうにお願ひして、終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○竹中委員長 竹内勝彦君。竹内委員、最初に、総務庁長官にお伺ひいたします。

まず、人事院の方から去る八月六日に提出された六十二年度の人事院勧告の趣旨については、何度も説明され、本委員会で質疑もなされております。このたび竹下内閣の新しい体制の中で総務庁長官に就任されたわけでございますけれども、今回の勧告は三千九百八十五円、一・四七%の引き上げ率、これは十月二十三日の閣議におきまして完全実施の決定をいたしました。総務庁長官として完全実施ということで当然でございます。すけれども、今後、人事院の勧告に對して完全実施とすることの長官の御決意をまず最初にお伺ひしておきたいと思つておられます。

○高橋国務大臣 政府といたしましては、これまでも労働基本権制約の代償措置である人事院勧告の制度の尊重の基本姿勢に立ちまして対処してまいつたところでございまして。ただ、そのときどきの情勢によりまして、おおむね勧告どおり、あるいは勧告どおり、あるいは実施見送りというふうな大変残念な事態も中にはあつたわけでありまして、今年には完全実施というところに落ちついたことを非常に喜んでおるわけでありまして。今後とも勧告がありました場合には完全実施す

る、そういう基本的なスタンスで取り組んでまいりたいというかたい決意でございます。

○竹内(勝)委員 去る十月二十三日の閣議に先立ちまして開かれた給与関係閣僚会議で、前の文部大臣あるいは法務大臣、そういう予算に占める人件費の割合が比較的大きい省庁の大臣から、ペアを実施するたびに予算が窮乏になる、ペア中心を見直し定昇中心にすべきだというふうな意見が出されたやにも伺つておられますし、当時の官房長官は、これだけ物価が安定している折、五%条項もありません、ペア中心主義は適当か検討していくべきではないかというふうな趣旨の発言もされておるやに伺つておられます。

この五%条項に關しては、これは昭和二十三年に駐留軍のフーバー議長が、当時の物価上昇は二五%もあつたわけですね、ですから労働基本権に制限を加えている公務員は、民間との較差が五%も開いたらほつておいてはおかしいということから五%条項、こういうふうな何つておられますけれども、現在のような安定成長のときに五%云々ということを出して出してくるのは、あるいは定昇のみということを中心にするべきだなどという発言があるということ、これは甚だ遺憾でございますし、もつてのほかだと考えます。

そこで、新内閣官房長官、また総務庁長官にもあわせて確認しておきますが、こういうことは一切考えていないと思つておられますけれども、その辺の御所見を最初にお伺ひしておかないと進みませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔委員退席、戸塚委員長代理着席〕

○小淵国務大臣 委員御指摘の点につきまして、私も前官房長官のお考え方の存するところを調べてみましたが、五%問題については、本院における答弁とそれから記者会見で述べられておることを総合いたしますと、物価が安定してきておる状況のもとでそうした考え方というのは、當時給与関係閣僚会議で文部大臣等が述べられたことだろつと思つておられますが、そういう空気が出てきたということではないが、そのとおりやるとも

やらぬとも、検討するともしないとも言っていない、こういうふうな言っておるわけでございます。

したがって、五〇問題につきましては、五〇という数字が二十八条に記せられておるといふことは、これは五〇以上になれば当然勸告義務を負っている、それ以下ではそうではない、こういうことでありまして、従来いつも五〇を上回るような勸告をしなければならぬようなインフレ状態の中では当然と考えられてきたことと、ごさいますが、安定成長時代を迎えますと、それ以下の数字になった場合にはどうするかということについて、関係関係の中でもそういう意見が出てきたという認識を前官房長官はいたしておるわけとごさいまして、その条項についてとやかく申し上げておつたとは私考えておりませんので、私といたしましては前官房長官のそうした基本的な考え方は踏襲いたしていきたい、こう考えております。

○高島國務大臣 後藤田前官房長官の発言につきましては、たゞいま小淵官房長官からお触れになつたとおりと承知をいたしておりまして、ベースアップをどう考えるか検討する空気が出つたつあるということをおつしやつたのであつて、ベースアップがいかにぬとかぬとかと言つたものではないというふうな趣旨に私としては発言されたことと承知をいたしております。

それから、物価安定期におけるベースアップについてどう考えるかという問題であります、これはまず人事院において民間のベースアップの状況等を勘案して御判断になるべきことであらう、そして人事院が勧告をされた場合には総務庁としては当然それを尊重してまいらるべきである、このように考えております。

○竹内(勝)委員 官房長官、くどいようで恐縮ですが、前文部大臣やあるいは法務大臣等はそういう発言をしたということは認めておられますが、私が言っているのは、ではそういうふうにするかかというふうなことで先ほど発言しておりません。あくまでも前官房長官はベア中心主義は適当か検討して

討していく段階に来ておるなということとを発言しているやに伺つておるのですよ。

したがって、私は、何も前長官のことを今お伺いしているのではなくて、あなたなんですよ。この問題はもう検討していく時期かということ、そのまゝあなたもそういうお考えなのかどうか、あくまでも私も私どもは定昇とベアという問題に關しては、これはもう当然のこととごさいまして、働く者の権利でございます。当然今後完全実施していくべきもので、何も適当かどうか検討していくとか、そんなことに踏み込んでいく筋合いのものではないということをお私にここで述べておるわけとごさいまして、長官、もうちょっと歯切れよく答弁しなければなりません。

○小淵國務大臣 ベースアップを行わなければならぬような状況であるとすれば、それは人事院が民間の給与動向を十分把握しながら考慮されるべきこととありまして、その結果勧告ということがありますれば、それは政府としては受けていくことは当然のことであらうと思つております。

○竹内(勝)委員 では定昇とベアについての考え方、人事院、この際はつきりさせておいてください。

○中島(忠)政府委員 定期昇給とベアの違いというところかと思つて、定期昇給というのは、着眼点といたしましては個人を見ておる、個人の勤務経験が豊富になる、そして経験を積み重ねてくることによつてよりよいサービスを國民に提供できる、そういうことに対する給与上の措置というのが定期昇給だらうと思つております。

間には基本的な性格の相違があるわけですよ。ここで考え方をはっきりさせておかなければいけませんので、新総務庁長官でございまして、長官、この定昇とベアについての考え方、長官としての御見解を述べてください。

○高島國務大臣 ベアと昇給の關係についてであります、ただいま人事院からお述べになりましたように、ベースアップは業績の向上や物価の上昇等に基づいて給与水準そのものを引き上げる、しかし昇給は各人の能力や勤続年数増等属人的な要素に基づいて各人の一定給与水準の中でより上位に格付するものであるというので、両者の性格は異なるものであると承知しております。

○竹内(勝)委員 それではここで人事院総裁にお伺いしておきますが、去る九月成立し、来年の四月施行される労働基準法の一部改正、これに關しては週四十時間制が明らかにされ、また本年の人事院勧告の中でも、完全週休二日制を近い将来において実現させていくという見解が述べられております。国家公務員についての今後の問題として、週四十時間制あるいは完全週休二日制、今後の見通しや計画、人事院としてはどのように考えておられるか、総裁にまずお伺いしておきたいと思つております。

○内海(倫)政府委員 詳細に關しましては主管局長から答弁させますが、私どもとしましては、週休二日制、今回は四週六休を勧告し、また報告の中からは土曜閉庁が望ましいというふうな報告もいたしておりますが、それらを含みまして公務員の労働時間、勤務時間というものをどういうふうに今後縮減していくかということをやはり真剣に考えていかなければならない。しかしながら、一般社会の状態と全く離れて公務員だけがいろいろ考えるというところは適当でない。幸い労働省におきまして労働基準法についていろいろ検討し、またそれについての対策も考えておられると思つております、そういうふうな面についてのことも参考にし、あるいは協議もして、今後において、やはり労働時間の短縮という問題は我々としていろいろ

な材料を総合しながら考えていかなければならぬ、基本的にはそういうふうな考えております。

○川崎(正)政府委員 完全週休二日制につきましては、内外の諸情勢等から勘案いたしました、そのる公務員の一つの目標として掲げてもいいのではないかと判断のもとに、ことしの夏の報告の中で完全週休二日制に近い将来の目標として掲げたわけとごさいますが、この完全週休二日制を実現するためにいろいろの準備が必要とごさいます。これから政府とも御相談申し上げながら完全週休二日制に向かつて計画的に準備を進めてまいりたい、このように考えております。

○竹内(勝)委員 そこで、重ねて人事院にお伺いしておきますが、本年の十一月に勤務時間問題研究会という職員局長の主宰する研究会を開催し、公務員の今後における勤務時間短縮あるいは週休二日制の拡大の方向、勤務時間の振り振る基準のあり方等を検討していく、こういうことで伺つておりますが、人事院として公務員の勤務時間の制度あるいは休暇制度、こういったものをどのように考えておられるか。それからまた、現在、国家公務員の代休制度について、代休制導入に向けてどう取り組んでおられるか、そういった面もあわせてもう一度御答弁ください。

○川崎(正)政府委員 先ほどお話しにございましたように、労働基準法の改正も行われましたし、週休二日制の機運も高まっております、こういうことで、勤務時間をめぐる諸情勢が非常に大きく変わつてきておるといふように認識しております。

そういう中で、公務員につきましても、社会経済の構造の変化あるいは生活構造の変化、こういうものに対応する勤務時間のあり方あるいは休暇のあり方、こういうものを幅広く検討する時期に来ておるのではないかと、こう考へまして、先ほどのお話しに、勉強会を新たに設けたわけとごさいます。ただ、非常に幅広く大きい問題でございます、また、いろいろの角度から、いろいろの視点からの検討もしていただかなければならぬ

い、こう考えておりました、これから約二年ぐら  
いの期間をかけたままして勉強を続けてまいりたい、  
勉強をしていただきたい、このように考えており  
ます。

○竹内(勝)委員 そこで、総務庁にちよっとお伺  
いしておきます。

定員削減の問題でございませう。昭和四十三年か  
ら現在までの二十年間、概略で結構でございませ  
うが、定員削減の実態をまず述べたいだけませ  
う。

○佐々木(晴)政府委員 定員削減は昭和四十三年  
度から始まっておりますけれども、四十三年度か  
ら昭和六十二年までの定員削減の実績は二十万  
三千七十四人となっております。

○竹内(勝)委員 六十一年七月二十一日の閣議に  
おいて「現下の厳しい行政状況等にかんがみ、  
行政の簡素・効率化、定員配置の合理化等を一段  
と推進する」、こうして昭和六十二年以降五年  
間で五割削減することを決定しております。こ  
の第七次の定員削減計画はその困難度に応じて省  
庁間によって削減率が異なっている、こういった  
面も伺っております。先日の本会議におきまし  
ても、竹下総理は行政改革は今後も行っていくと答  
えております。行政改革は断固行っていくと考  
えております。

ただ、その中で、定員管理について行政需要に  
応じて配置を行い一律的な枠を設定して行こうと  
いうのは厳しい状況じゃないかと思ひます。例え  
ば税関の職員、よく御存じだと思ひますけれども、  
こういう人などは、千三百人からの人たちが二十  
四時間交代制で勤務しております。その状況とい  
うのは、運輸省の六十三年から五年間で日本人海  
外旅行者を倍増させる構想、あるいは日本経済の  
発展と国際的な社会経済関係の緊密化に伴う貿易  
量や出入国者数の増大、取引形態の複雑化、商品  
の高度技術化等による業務量の増加等、職場の  
状況はかなり厳しいものがございます。この  
前、我が党におきましても申し入れをいたしまし  
た。

そういう意味で、この定員削減の一律的な枠  
設定については、その職場に応じた適切な処置、  
こういったものが必要ではないか、こういうこと  
も私は考えますので、総務庁長官としてこうい  
った問題でどのような御見解を持っておるか、お伺  
いしておきます。

○高島国務大臣 ただいま御指摘のように、五年  
間で五割という第七次の定員削減計画を実施中  
でありますけれども、毎年度の定員の査定に当たり  
ましては、この定員削減計画を着実に実施する  
ということを念頭に置きながら、真に必要な部門  
には所要の増員を行うということで、行政需要の  
消長に対応した合理的な定員管理を行うように努  
力をしておるつもりであります。

御指摘の税関職員についても、厳しい定員事情  
のもとにおきましてできるだけ配慮するようにい  
たしておるところであります。ただ、コム問題  
などを除きましては、輸入等の自由化、各種規制  
の緩和等々で対応ができることもかなり出てい  
るようでありまして、そうしたことも十分勘案  
しながら、めり張りのきいた定員管理を行って  
きたい、このように考えておるところでありま  
す。

○竹内(勝)委員 それでは、防衛庁関連でお伺  
いしておきます。外務省、来ていますね。

まず、政府は米軍のベルンツァ防衛の代償とい  
う形で、先ほど御論議がございましたが、在日  
米軍の駐留経費負担、この軽減をするため日本政  
府の負担を拡大させていく。日米地位協定を改定  
していくのかどうか、あるいは在日米軍基地  
で働く日本人従業員の本給まで日本側が負担する  
方針を固めたこととされておりますが、現在、在日米  
軍の駐留経費は日米安保条約に基づく地位協定に  
より負担しておるわけですか。

そこで、在日米軍駐留費のうち、日本側の負担  
はどうなっておるのか。その内訳、過去十年間の  
推移、これを述べていただいで、特にまた本年度  
はどうなっておるのか、それもあわせて御答弁  
いただけますか。

○藤井(宏)政府委員 お答え申し上げます。  
我が国が負担をしております駐留米軍経費の過  
去十年間の推移を御説明申し上げます。

昭和五十三年度は、いわゆる支出経費それに提  
供普通財産の借上げ資産額を合算して千七百  
五十九億円でございませう。以下、同じ定義でござ  
いますけれども、昭和五十四年におきまして二千  
八十九億円、五十五年が二千七百七十九億円、五十  
六年二千二百八十七億円、五十七年二千五百二億  
円、五十八年二千五百三十一億円、五十九年二千  
六百五十億円、六十年二千七百七十五億円、六十  
一年が二千九百二十三億円、そして六十二年が三  
千六百六十億円でございませう。

○竹内(勝)委員 現在、在日米軍駐留費の負担増  
を考えておられますね。これはどのように行ってい  
くのですか、それをはっきりさせてください。

○藤井(宏)政府委員 本年の十月七日のいわゆる  
ベルンツァ湾の安全航行に関する政府・与党首脳  
会議及び閣議における政府の方針の決定の中に、  
ベルンツァ湾対策として三項目がござっております  
が、それとは別に「なお、」というところで、「米國  
が、ベルンツァ湾を含め国際的な平和と安全の維持  
のためにグローバルな役割を果たしている状況の  
下で、日米安保体制のより一層の効果的運用を確  
保する見地から、適切な対象について在日米軍経  
費の軽減の方途について米國と協議を行う。」とい  
う項目がございませうけれども、それに基づきま  
して、現在外務省、防衛庁及び大蔵省など、関係  
の省庁の間でいろいろな角度から検討しておる  
ところでございませう。

現段階におきましては、いまだその省庁の中で  
もこういう方向でいったらいいというような方向  
性も出てきていない段階でございませうので、どの  
ような方向で今後これを処理するのかということ  
でございませうけれども、現段階におきましては種  
種慎重に検討中であるということ以上に申し  
上げられないのは残念でございませうけれども、そ  
ういふ段階でございませう。

○竹内(勝)委員 外務省に伺っておりますので、これ  
はどうなんでしょうか、地位協定の二十四条を変える  
考えなのか、あるいは今までの思いやり負担とい  
う中に組み込んで行っているかと考へておるの  
か。その三者でどのようものよりも、外務省とし  
てどのようにお考えなのか、そういうものをは  
っきりさせないと、今、大事な段階だから、同じ  
ような答弁をしてもしょうがないですよ。も  
う一度ちゃんと誠意ある答弁をしてください。

○藤井(宏)政府委員 この問題は大変に重要な問  
題でございませうことは、ただいま委員御指摘の  
とおりでございませう。外務省といたしましては、先  
ほど申し述べましたように、防衛庁、大蔵省等と  
事務的な折衝の段階でございませう。したがいまし  
て、外務省としての意見はこうであるということ  
を現段階で申し上げるといふ段階にないというこ  
とを御了承いただきたいと思ひます。

○竹内(勝)委員 とにかくこのどちらかになると  
いうことは、はっきりしているわけですね。地位  
協定の二十四条を変えるのかあるいは今までのそ  
ういった思いやりという負担でいいということ  
ふに考へておるのか、それ以外のことはありま  
すか。

○藤井(宏)政府委員 まことに申しわけございま  
せんけれども、いろいろな角度からの検討がある  
わけでございます。ケースはこの二つだけであ  
るといふふうにはこのような検討の段階で限ってし  
まうというふうにはいかにがと思ひますし、現段階  
におきましてこの方向とこの方向しかないのだと  
いうようなことを申し上げる段階にないというこ  
とでございませうので、御了承願ひたいと思ひます。

○竹内(勝)委員 それでは、負担していくという  
ことには変わりないので、六十三年度予算編成で  
この在日米軍駐留費の米國の負担を軽減するとす  
れば、日本側の負担額はどうなつてきますか。

○藤井(宏)政府委員 申しわけございませうけれ  
ども、ただいま委員の御質問の趣旨がちょっとは  
かりかねたのでございませうけれども、恐れ入りま  
すがもう一度御質問いただけますでしょうか。

○竹内(勝)委員 日本側の負担額はどうか、どれくらいになるか。額です。

○藤井(宏)政府委員 先ほど申し述べましたように、どのような形でどのような負担をするかによりまして負担額は全く異なるわけでございます。それにつきましてはいま政府の中で鋭意検討中ということでございますので、その負担額の総額がどうなるかということとは現段階においては全く不明という以外に申し上げようがないということでございます。

○竹内(勝)委員 それでは、政府は本年ついに防衛費をGNPの1%枠を突破させましたね。私どもとしては、これは断じて認めることはできないわけでございます。あの売上税の廃止に伴ってのそういった防衛予算、そういったものをかんがみても、当然この1%枠というものを守っていかなければならない、これはもう従来より主張しておるとおりでございます。

したがって、防衛庁にお伺いしておきますが、負担額はどれくらいになるか、これはわかりませんが、負担になることは間違いない。そこで、この負担増というものを1%枠内において努力できる、こういうことでなければ、今までの本委員会の論議におきましても、あるいはまた国会においてのあらゆる論議の中から見ても、また国民の大多数のニーズというものは、防衛費は1%枠内を守るべきだという意見が圧倒的多数です。そういうものをかんがみて、防衛庁として、この負担増を1%枠内において可能なかどうか、あるいは、これはもう全然だめだ。そもそも本年、このGNP1%枠を取っ払う、そういう面から考えても、あるいは今後の中期防の達成の意味からも、もう歯どめなくこのままでいったらば負担増というものはどんどん出てきますよね、そういう考えでおられるのか。

基本的な問題でございますので、防衛庁としての認識というものをはっきりさせておいていただきたいと思うのです。御答弁ください。

○西廣政府委員 ただいま先生、防衛費の枠組み

について1%というふうに申されましたが、御承知のように、本年一月の閣議決定によりまして、防衛費の枠組みと申しますのは、先般閣議決定されました五カ年計画及びその執行に必要な五カ年間の総経費十八兆四千万円というものが枠組みになっておるといふように私も考えております。

そこで、今般問題になっております駐留経費の負担増の問題でございますが、先ほど来外務省の方から御答弁申し上げておられるように、その対応、何をどう負担するのか、どのくらいの金額になるのかということによって、それがいわゆる防衛費そのものであるかどうかということになるかと思っております。仮に労務費であるということになりますと、従来駐留軍労務者の労務費というものは防衛関係費の中に含まれておりますので、当然防衛費としてそれが計上されるということになるかと思っております。

しかるに、五カ年計画の中には、仮に特別協定等で新たな負担をする労務費というものは当初計画に入っていないことは事実でございますので、それが十八兆四千万円の中におさまるかおさまらないかという問題が当然出てまいらぬと思っております。

しかし、この十八兆四千万円というのは、五カ年間の主要な事業を見積もり、かつ一部の後方経費等については金額としての枠を決めて、総体として十八兆四千万円というものを定めておりますので、年度年度の予算の編成に際しましては、さらに財政当局も参画して精査をしていくということでございます。実際の五カ年間執行する段階で十八兆四千万円を使い切るようになるのか、精査の結果、一部の事業がおくれたりあるいは削減されるというふうなことで使い余すことになるのかということ、今後の状況を見なければわからないということでありませぬ。

したがって、これは今後経費負担増の金額がどのくらいになるかということにもよりませぬけれども、いずれにしても、私どもの考えとしては、もう少し防衛力整備の推移を見て、最終年

度になって全体として枠組みの中でいけるものか超えてしまうものか、超える場合にはどう処理するかというふうなことになるかというように考えております。

○竹内(勝)委員 これまで政府は、地位協定の拡大解釈による先ほど私が申し上げました思いやり予算、そういう形で、本来は米軍が負担すべき家族住宅の新築など、そういったものを進めて、今年度からは特別協定をつくって日本人従業員に支払う諸手当の半分、こういったものまで負担するなど手を打っております。この結果、日本側の負担は二千五百億円、全体経費の約三五%を占めるやに伺っております。

そこで、この思いやり予算に関しての今までの推移、昭和五十三年から六十二年までのこの十年間の推移がどういふふうになっておられるのか、御説明いただきたいと思っております。

○友藤政府委員 お答えいたします。五十三年度からでございますが、労務費を約六十二億負担いたしております。五十四年度は提供施設の整備百四十億、労務費の一部負担百四十億、合わせて二百八十億。五十五年度は提供施設の整備が二百二十七億、労務費の一部負担が百四十七億、合わせて三百一十四億。五十六年度は提供施設の整備が二百七十六億、労務費の一部負担が百五十九億、合わせて四百三十五億。以下同様にして申し上げますと、五十七年度が三百五十二億、百六十四億、合わせて五百一十六億。五十八年度が四百三十九億、百六十九億、合わせて六百零八億。五十九年度が五百十三億、百八十億、合わせて六百九十三億。六十年に参りますと六百十四億に百九十三億、合わせて八百七億。六十一年度が六百二十七億に百九十一億、合わせて八百十七億。それから六十二年、今年度でございますが、七百三十五億の提供施設の整備、それから労務費の一部負担が三百六十一億、合わせて千九百九十六億でございます。

○竹内(勝)委員 最近、この思いやり予算というものが急激にふえていますね。このふえた理由は

何ですか。

○友藤政府委員 お答えいたします。在日米軍の駐留経費の負担につきましては、私どもの所管する部分につきましては、在日米軍の駐留を円滑かつ安定的にするという目的のために、我が国の自主的判斷によりまして毎年度できる限りの努力をいたしておるといふことでございませぬ。

なお、この努力は我が国の自主的判斷によりまして個々の事業ごとに決定をいたしておられるわけでございます。施設整備に關しましては、当該施設の安条条約の目的達成との関係あるいはその緊要度等の諸般の事情を総合的に勘案をいたしまして、個々に決定をいたしております。

それから、労務費につきましては、従来から福利費、給与等の一部、これは米側に協定上の義務として負担をさせるような費用ではないというふうなこともございまして五十三年から、それから一般職の給与を上回りまする種の部分につきましては五十四年度から日本側で負担をいたしておりますが、昭和六十二年、今年度からは先ほど来お話の出でおります特別協定によりまして、調整手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等の各種八手当の一部を負担するということと今日まで来ております。最近における円高、その他諸物価高騰等も五十三、四年ごろから継続的にございまして、そういった諸般の事情を勘案しながら、今日まで我が国の自主的判斷でもって負担をいたしてきたものでございませぬ。

○竹内(勝)委員 防衛庁長官にお伺いしておきます。まず、今の外務省の御答弁から考えても何とも言えませんが、例えば地位協定二十四条を改定すれば、これは歯どめなき支出増につながっていく懸念がございませぬ。そういうことから考えても、あるいは今の思いやり予算等を踏まえて考えても、当然六十一年度から始まったこの中期防衛力整備計画、この枠の中で行っていかねばならぬと私どもも考えております。

○そうすると、この総額明示方式で、先ほども御答弁ございましたが十八兆四千億円、閣議決定されたわけでございますが、このような枠の中でしていこうとするならば、六十五年までのこの中期防自身が達成できなくなるおそれが出てきますね。これはもうだれが見たってわかることですよ。これをどのように防衛庁長官としてとらえておるのか。

それから、今後長官としてはあらゆる検討をなされていくと思えますけれども、この今回の措置、どういうように、いつごろまでに答えを出して、これはもう何も鋭意検討中だけで済まされるものじゃないですよ、いつごろまでに長官として答えを出してほしいという願望を持っておるのか。もちろん長官の考えでできるものではございませんが、しかし、防衛庁長官として、非常に今重要な立場に立たされておると思うのですよ。後で官房長官からも御答弁いただきましたので、いつでも、総理訪米も控えておりますし、いつまでも検討検討というのでは、今の外務省のような答弁では、これは国会のこの審議を何と心得ておるかということになりますよ。少なくともいつまでに結論を出します、こういうような答弁をしなければおかしいですよ。みんな今これを注目しておるわけですから。

したがって、まず最初に防衛庁長官の御所見を伺い、その後、官房長官、そういった面もうちよつと歯切れよく、最初の答弁なんだから歯切れよく答弁してくださいよ。よろしくお願いたします。

○瓦国務大臣 委員お尋ねの件につきましては、北米局長からお答えもございましたとおり、在日米軍経費の軽減問題につきましては、三省庁間で今日慎重な検討を行っておるところである。また、防衛局長からは、中期防五年の計画全体を眺めながら防衛力整備の推移とあわせて考えてまいらなければならぬ、かような御答弁がございました。まさにそのとおりでございます。且下慎重に三省庁間で検討されておるわけでございますし、

この方向づけにつきましては、でき得る限り早い時期に結論を得たい、かように思っております。

○小淵国務大臣 在日米軍駐留経費の分担の問題は極めて重要な問題でございますし、過去いろいろな経緯があったわけでございます。特に今回、十月七日の政府・与党の決定もこれあることでございますので、政府といたしましては、できる限り早くこの問題についての結論を得たい、こう思っておりますが、ただいま防衛庁長官から御答弁申し上げましたように、現在三省庁間で鋭意事務的に詰めておるようでございますので、政府としては、重要な問題でありますだけに若干時間がかかっておりますけれども、しかし結論を得なければならぬ問題であることも事実でございますので、早急に結論を得られるように努力いたしてまいりたいと思っております。

○竹内(勝)委員 全然答えになっていないな。もう年末なんだよ。本年も終わらだし、その辺ちよつとはつきりさせなさいよ、官房長官。そんないかげんな答弁で、これはもう竹下総理も訪米する、あるいはまた、後でまたお伺いしますが、防衛庁長官もどうやら来年初頭には訪米の計画もお待ちの方でございますし、早急にといつたつてわからぬですよ。例えば年内とかあるいは年明けすぐだとかどうか、その辺のはつきりしたものを言わなかつたらこれはわからないじゃないですか。そんな無責任な答弁ないですよ。

○小淵国務大臣 申し上げましたように、大変重要な問題でありますだけに政府部内の調整ということにも時間がかかっておりますことも事実でございます。そして、そういった点で鋭意現在取りまといと、いふふうに思っております。

○竹内(勝)委員 官房長官は現在の段階では立場上答えられないのでしょうか、これは一切を取り仕切っていく官房長官として情けない。官房長官、そんな答弁じゃなく、これは今後非常に重要な問題が出積しておる中で、ぜひそういった態度

ではなくて、本当に責任ある御答弁をお願いしたいと思っております。

時間の関係で、防衛庁長官にお伺いしておきますが、あなたは訪米の計画をお持ちのようですが、これもまた答えられないなどというようなそんな答弁じゃなくして、どんなような目的あるいはスケジュール等、あるいはどういふ人に会われるのか、あるいはそのときにまたこの間接的支援問題、こういったものも当然論議に及んでいくと思っておりますが、そういった面も踏まえて御答弁をいただきたいと思っております。

○瓦国務大臣 私、防衛庁長官に就任いたしました、日米両国の防衛首脳が相互に理解を深めてまいる、また緊密かつ良好な日米防衛力関係というものを発展させてまいる、さらに安保体制というこの体制の信頼性、これを維持向上してまいる、こういう観点から、できるだけ早い時期に訪米をいたしまして、日本も新しい政治体制になりました、また、アメリカにおきましても国防長官もかわりになった、こういう時点でございまして、その時期を目下事務当局に検討させておるところでございます。日程、さらには今御指摘の課題、これらを整理しておる最中でございます。年明けにでもその機会が得られたら、かように思っております。

○竹内(勝)委員 長官、昨日来より米ソ首脳会議が始まりました、御承知のとおりINFの全廃条約の調印が行われ、また今後、戦略核兵器の半減、そういった問題等、そのほか軍縮、あらゆる問題でこの米ソの首脳会議が行われるわけでございますが、あなたは、歴史的にも、現在という時期を考へてみましても、重要な立場に立たされた防衛庁長官として、今、世界が明らかに平和、軍縮という方向に本当に大きく歴史のページが開かれていく大事な段階である、こゝろ私は考えます、まず最初にお伺いしておきたいのは、この米ソ首脳会議に關しての防衛庁長官としての御所見、感想をお伺いしておきたいと思っております。

○瓦国務大臣 委員御指摘のとおり、国民はまた

人類は平和を求めておるわけでございます。このたびの米ソ間のINF全廃合意につきましては、まさに大きな歴史である、歴史を開いた、かように歓迎しておるところでございます。さらに今後、戦略核並びに通常兵器等の分野に關しましても両首脳が話し合いをいかに進めるであらうか、このことに注目をいたしておるところでございます。

○竹内(勝)委員 そこで、こういうように大きく一歩踏み出しましたね。そういう中で、我が国におきまして、中期防衛計画もございまして、先ほども論議いたしました、そういうものを踏まえて、防衛庁の六十三年度の予算編成というものは長官としてどのようにお考えですか。

○瓦国務大臣 六十三年度予算の編成の方針でございますが、今年が中期防の三年目ということになるわけでございます。その着実な実施を図つてまいりたい。さらに、いわゆる正面装備、後方の問題につきましても均衡のとれた防衛力の整備を行つておるところでございます。特に、隊員の生活環境改善、これらの問題につきましても、六十二年予算につきましても各方面の御理解を得て重点を置くことができましたが、今後引き続きこのことにも配慮しながら六十三年度予算に取り組んでまいりたい、かように考えております。

○竹内(勝)委員 では、もう一点、防衛庁にお伺いしておきます。これは長官は答えなくていいです。防衛庁にお伺いしておきます。今、長官が自衛官の待遇等も考えというふうなことを言われました。私、今までのこういう我が国の防衛予算として組み込んできたもの、あるいはまた中期防衛計画、そういったものを見てみましても、F15戦闘機、今後また多くのものを購入していく、あるいはP3C対潜哨戒機、護衛艦、あるいはまたエイジス艦にしてもOTHレーダーにしても、あるいは空中給油機もというふうなお考えもあるやに伺っておりますが、今ここで全部詳しく述べよとは言いません。例えばF15戦

開機、P3C対潜哨戒機、そのほかのものでも結構ですが、現在入手済みはどれぐらいで、発注済みはどれぐらいで、そして今後どれだけ調達するのか、そういったものを、まずこの中期防衛計画の中で、昭和六十五年まででどれだけか、ここではつきりさせておいてください。概略でいいですから、今急に数字を詳しくということではなくいいです。

○西廣政府委員 中期防衛力整備計画の進捗状況についての御質問でございますが、項目が非常に多うございまして、主要なものだけで動弁させていただきます。

陸上自衛隊について申し上げますと、例えば戦車でありまして、全体として二百四十六両を整備するという計画になっておりまして、そのうち六十一、六十二年で百八両のものが予算が成立して、来年度につぎましては五十六両をお願いして、来年度は五隻建造予定で、各年一隻ずつつくって、来年度も一隻の要求をいたして、この状況でございます。

そのほか海上自衛隊について申し上げますと、護衛艦について申し上げますと、九隻を建造する。そのうち五隻までが六十二年までで予算計上済みで、四隻残っております。そのうちの二隻を来年度予算要求をいたして、さらに言えば、潜水艦は五隻建造予定で、各年一隻ずつつくって、来年度も一隻の要求をいたして、この状況でございます。

航空自衛隊について申し上げますと、F15戦闘機でございますが、五カ年計画全体で六十三機つくる予定になっております。そのうち六十一、六十二年で各十二機ずつ予算計上されて、来年度予算要求段階では十五機をお願いしておりますという状況でございます。

以上、主要なものを申し上げますが、これをお金に換算をいたしまして十八兆四千億の中でどの程度進捗をしておられるかということであり、まずけれども、防衛関係費全般について申し上げますと、六十一年度が六十一年価格にしておおむね一八%の進捗率、そして六十二年度が一九%程度、合わせて三七%ぐらい進捗をしておるとい

状況にあります。

○竹内(勝)委員 恐縮ですが、今、全体的な形で述べていただきましたが、F15戦闘機を六十三機購入する、これだけちょっと詳しく、今までの一切のもので結構です。入手済み、それから発注済み、中期防衛計画の中でというのではないです、今までは、それから金額、一機当たりの金額と総トータルの金額を述べてください。

○西廣政府委員 契約金額等につきましては担当の局長から御答弁申し上げますが、F15について申し上げますと、現在までの契約状況といたしまして取得状況を申し上げますと、五十七年度に二機、五十六年度に十機、五十七年度に、これは累計で申し上げますので手持ちの数量を申し上げますと、五十七年度二十三機になり、五十八年度が三十九機、五十九年度が五十六機、六十年で七十九機、六十一年度末の状況で九十機まで来ておるとい状況でございます。

○山本(雅)政府委員 F15の六十二年の購入数量は十二機でございますが、契約単価は一機八十八億円でございまして、(竹内(勝)委員「トータルは」と呼ぶ)トータル金額は、八十八億円の十二機でございますから九百数十億円という数字でございます。

○竹内(勝)委員 時間の関係で、結構です。後でまた資料を出していただきたいと思っております。そこで、時間がございませぬので最後に長官。私、今概略で正面装備のそういつたものがどようになつていくのかということをおおむね伺いましたが、その中で例えば一機八十八億もするよりF15、これが今後六十三機、現在までで九十機、こういう状況であるということをおおむねみて、いいですか、長官。長官も既に御承知のとおりだと思っております。例えば陸自の一士、二士の人は二段ベッドに寝ていますよ。ふろへ入るのにも限られた時間に規制されて入つたり、ですから、自衛隊の定着率だつてなかなか厳しいものですよ。

それで、長官が今言いましたけれども、待遇面

やそれからそういった後方支援というものに長官としては力を入れていくやに今の御答弁で解釈しましたけれども、しかしこの中期防十八兆四千億、こういったものが限られた中で、F15を一つ考えたって莫大なものですね。そこへきて今度は今のペルシヤ湾に絡んでの米軍への支援、この負担増、こういったものを考えてみると、これはもう当然中期防衛計画自身が私に非常に厳しいものがあると思つております。

そこで長官、これは非常に重要な問題でございますので、長官としては今後その正面装備に力を入れていくのか、あるいは今言った待遇面やそういったもの、後方支援といったものに力を入れていくのか、どちらもやるといって、それは限られた予算の中ですらできるものじゃないんだから、いかげんな答弁をしないように。その辺のところを踏まえて、今後の日本の防衛というもののあり方について、今歴史的な米ソの会議が行われておるときの、その時を同じくしての答弁だから、ひとつ歴史的な答弁をしていただきたいと思います。

○五國務大臣 節度ある防衛力整備を進めてまいり、今委員御指摘のとおり、大変歴史的なINF全廃合意ということもございまして、現実には極めて厳しいものがあるわけでございますし、国の安全を守つてまいるということは極めて重要なこととでございます。

正面、後方、いずれもバランスがとれておらなければならぬと思つてございまして、均衡ある防衛力整備、このことを中期防の三年目に心得ながら取り組んでまいりたい、かように思つておるところでございます。

○竹中委員 山本装備局長から数字の訂正がございまして、お聞きください。

○山本(雅)政府委員 先ほど答弁の中で、十二機、一機当たり八十八億で九百数十億と申し上げましたが、正確な数字は十二機総額千六十一億でございます、ただ、歳出額は一億三千万、後年

度負担が千五十九億八千万という数字でございますから、訂正させていただきます。

○竹内(勝)委員 終わります。

○柴田(陸)委員 柴田陸夫君。

公務員の超過勤務問題で質問します。まず、その実態ですけれども、慢性化する長時間残業とかあるいは日常化する時間外勤務とか、マスコミでいろいろ取り上げられております。

この残業の実態につきまして、去年の四月の参議院内閣委員会にて我が党の内藤議員が人事院に対して調査を求め、そして人事院も調査をされるという事になりました。それから一年半がたつておりますが、まだその結果の発表はなされておられません。その調査は一体どうなつておるのか、その方法と結果について御報告をお願いします。

○川崎(正)政府委員 六十二年の国家公務員の給与等実態調査の一環といたしまして、超過勤務の実態の調査をいたしました。これは六十一年の一月から十二月まで、つまり昨年の一年間におきまして超過勤務の一番多い月、その月の超過勤務の時間数、これを各省庁から報告を求めたわけでございます。その結果を集計いたしますと、各省庁の合計では約三十二時間、それから本省庁だけの集計をいたしますと約四十一時間、こういう結果になっております。

○柴田(陸)委員 一番忙しい月を調べるといふことでなくて、国家公務員が実際にはどのような超過勤務をやつておられるのか、こういう調査の要求であり、またそういうことを期待していただいております。しかし、今言われた範囲のものにはなつていないと思つております。

一九八五年の民間労働者の総実労働時間、これは労働省のまとめによりますと、一人当たり二千六百六十八時間となっております。ことしの人事院報告で「年間総実労働時間の短縮」ということが盛り込まれておりますが、国家公務員の年間総実労働

務時間は幾らになっておりますか。

○川崎(正)政府委員 四週五休制を実施しておりますが、現在におきまして、所定内の勤務時間数で申し上げますと年間二千二百二十時間でございます。これが、四週六休が実現いたしますと二千六十八時間ということになります。実労働時間という意味におきましては、この所定内の勤務時間から年次休暇等で休みをとるといふこともございますので、それを実績で差し引きいたしますと、四週五休の現在におきまして二千二十四時間になっております。これが、四週六休が実現いたしますと、今の有給休暇のとり方のままで差し引きいたしますと千九百七十二時間、こういう時間数になるわけでございます。

○柴田(睦)委員 それは法律で決まった勤務時間ということでありまして、私が問題にしているのは、国家公務員の超過勤務時間が現実存在しますし、そうしたものと合わせたのが総実労働時間だということですから、このことをつかまなければやはり対策は立てられないと思うわけです。先ほども言われました現在集計されているものも給与が支払われた超過勤務時間でありまして、それ以外の時間は結局は入っていないというように聞いております。しかも健康、福祉への影響、こうしたものについても調べられてはならないわけでありまして、これでは正確な超過勤務の実態把握はできないということではだれの目にも明らかであると思うわけです。

霞が関で働く国家公務員を対象にした残業についてのアンケートがありますけれども、前の月に何時間程度の残業をしたかという問いに答えて、四八・一％が三時間以上と答えております。重要なことは、一・二％の職員が一月で二百時間以上と答えていることであります。これはその前の年にやった調査の倍になっております。これは職員団体の調査でありますけれども、こういう結果が出ています。その中身を見ますと、百時間以上が九％、これは前回より多少減っていますけれども、やはり十人には一人の割合でこんな長時間

の労働、超過をやっている、これはすさまじい実態だと言わなければならぬと思うわけでありまして、職員団体は、ことしも同じような調査を進めております。

そこで、人事院もこうした本当の超過勤務、その正確な実態調査を急いでやるべきであると思いますが、見解を伺います。

○川崎(正)政府委員 超過勤務の問題は、今御指摘のように、職員の健康、福祉あるいは労働時間の短縮といった観点から非常に重要な問題であるというふうに私たちも認識しております。

ただ、この超過勤務の問題は、基本的には各省庁における勤務体制のあり方の問題でありまして、各省庁におかれまして事務の簡素化、合理化等の工夫をされることによつて縮減を図っていくというのが筋ではなからうか、このように思っております。各省庁でいろいろな工夫をしていただくことによつてできるだけ超過勤務を少なくしていくということにつきましては、人事院といたしましても今後とも各省庁と協力いたしまして進めてまいりたいと考えております。

○柴田(睦)委員 今年度の人事院報告では、この残業問題に触れられております。「職員の健康と福祉の観点からも、特に、長時間の超過勤務について、各省庁の業務執行の在り方等を見直しなから、その縮減に努める」、こうされました。政府も十月には、「公務効率の一層の向上を図ることとし、超過勤務時間についても短縮に努める」閣議決定の中でこう言っております。

そこで、人事院総裁と総務庁長官に伺います。この閣議決定あるいは人事院報告、こうしたものを具体的にどう進める決意でいらっしゃるか、それぞれお伺いします。

○川崎(正)政府委員 先ほども御答弁いたしましたように、超過勤務の縮減ということは、各省庁が業務執行体制をどのように工夫していくかというところのかわりが非常に深い問題でございますので、一義的には各省庁におけるそういう創意工夫にまたなければいけないというふうに思つて

おりますが、また一面、職員の勤務条件に非常に深くかわる問題でもございますので、政府と協力いたしまして、人事院としては今後ともその縮減に努力をしまいたいと考えております。

○高島國務大臣 ただいま柴田委員から御指摘ございましたように、人事院報告が八月にございまして、その中で超過勤務時間の短縮が必要であることを御指摘いただいているところであります。

また、政府におきまして、十月二十三日の閣議決定の中で超過勤務時間について短縮に努めるといふことを確認いたしておるところであります。労働時間の短縮のためには実質的に超過勤務を短縮することが極めて重要であるという認識を持っております。そしてまた、非常に過度な超過勤務というものが職員の健康あるいは福祉に及ぼす影響というものが十分配慮する必要がある、このように思っております。

超過勤務につきましては、今人事院からもお述べになりましたが、各省庁各層の管理者が、それぞれの職場におきまして超勤の内容を見直してその改善に努めていただかなければなりません。総務庁といたしましては、国家公務員の健康週間あるいは人事管理運営方針等において取り上げまして今日までも啓発に努めてきたところでありますが、今後とも機会あるごとにそうした方向で推進してまいりたい、このように考えております。

○柴田(睦)委員 何年か前から幾つかの省庁で、定時退庁日を設ける、あるいは退庁日にチャイムを鳴らす、こういうような取り組みがなされております。十月に行われました健康週間の健康管理対策にも、去年この超過勤務の問題が入れられたというふうに聞いております。

しかし、いろいろ言われますけれども、実際に超過勤務は減つてはいないと見なければならぬわけでありまして、例えば、通産省の定時退庁日の結果を見ますと、去年の十月三十一日の午後九時過ぎ現在の残業職員は二百四十九人、同時期のことしの十月三十日午後九時現在、残業職員は四百四十八人でありました。去年の十一月三十日午

後八時現在をことしの十一月二十七日の同時刻に比較しますと、三百三十九人から三百六十一人にふえているというレポートがあるわけでありまして、この残業問題は、今マスコミも取り上げるような重大な問題になっておりますけれども、事態はなかなか改善されていない。

この背景を考えてみますと、業務はふえる、定員は削減される、いわゆる臨調行革路線が根源にあるのではないかと、国公労連のことしの第九回総合調査によりますと、臨調行革による変化という設問に対して、四七％の職員が、業務量は増加して労働強化になっているといふことを挙げております。次の四〇％の人も、人が減らされて業務に一番と一番を占めるわけですが、結局、超過勤務をして仕事を片づけざるを得ないということになっているように見られます。この点、人事院はどんなふうな認識を持っていられっしゃるか、お伺いします。

○佐々木(晴)政府委員 今、定員削減のお話が出ましたのでお答えを申し上げますけれども、簡素で効率的な行政の実現を目指すというのは政府の基本方針でありまして、昭和四十三年以来、定員削減を続けてまいりましたわけでありまして、ただし、一方では、業務量の増がござりまするところにつきましてはこれに対応した増員措置を講じておることによってあります。この具体的な定員削減の実施は、各省庁がそれぞれの割り当てに際しまして業務を見直し、あるいは職員配置を見直すということによつてやっておりますわけでありまして、今の定員削減によつていけば不当に残業がふえておるといふようなことはない、このように考えております。

○柴田(睦)委員 さきに言いましたように、実際上残業する時間がふえているというのが現実であるわけですから、これが人が減つて仕事かふえない、そのことが影響がないということには決してならない、そのことも当然関係があると言わなければならぬと思いますが、あくまでも否定され

るようでは超過勤務の問題を解決することができないということになると思ふ。これはよく現実を調査せよということをお願いしておきます。

これとあわせて、野放しになっている残業時間を規制する基準を設ける必要があるということも指摘しておきたいと思ひます。

この人事院規則の一五―一、第十条二項で、職員に時間外の勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないよう配慮しなければならぬ、こうしてありますけれども、これは極めて抽象的な規定でありまして、歯どめがないわけでありまして。このために、各省庁に任ずるということも言つておられますけれども、各省庁の方では、これは肉体的許す限り職員に超過勤務を命ずることが事実上できるようにありますし、実際これが野放し状態になっているわけでありまして。

そこで、問題を解決するためには、もうやれることはみんなやらなければならぬということでありまして、そういう中で、人事院規則の一五―一、第十条二項が言う、職員の健康及び福祉を害しないよう配慮しなければならぬというわけですから、このことで超過勤務時間の基準、超過勤務を規制する基準、こうしたものはつきり設けるべきだ、こういうことを検討しなければならぬと思ひますが、その用意があるかどうか、お伺いします。

○川崎(正)政府委員 先ほど御答弁いたしましたように、超過勤務の問題が職員の健康と福祉とのかかり合いにおいて非常に重要な問題である、また労働時間短縮という観点からも非常に大事な問題である、この認識は我々も持つておるわけでございます。

ただ、各省庁の事務の実態は非常に多種でございます、画一的な基準で規制していくということになかなかないわけでございます。そういうことで、人事院が画一的な基準を設けるといふよりは、各省庁の任命権者が、それぞれ職員の健康と福祉を十分に考えていただきまして、それぞれ超過勤務のあり方を規制していただくこと

第一類第一号 内閣委員会議録第一号 昭和六十二年十二月九日

いうことがいいのではなからうか、このように考えております。

○柴田(健)委員 結局、今までのやり方ではふえるばかりという状況ですから、これを打開する道をそれぞれやらなければならぬということを上上げておきます。

そこで、土曜閉庁の問題がいろいろありますけれども、この後提案が予定されております附帯決議案がありますが、我が党は、附帯決議案としては公務員労働者の労働時間短縮を図らうとするものではない、土曜閉庁の促進、学校週五日制の早期実現という問題も含まれており、提案者には加わらずに賛成の態度をとるものであることを付言しておきます。

次は、防衛庁の方に伺います。

共同演習の問題ですが、陸上自衛隊はことしの十一月一日から十一月十日まで、大分県の日出生の演習場で、日本側は第四師団所属第一九普通科連隊基幹の一個戦團約千五百名と、アメリカ側の第二五軽歩兵師団所属の第三旅団約千六百名との間で実動訓練、日米共同演習を実施いたしました。

この演習の実態、そしてまた、これが地域住民や自治体に与えた被害、その中には轟音によって学校の授業を中断しなければならぬとか、あるいは放牧、採草を中断しなければならぬとか、ある牧草が破壊されたとか、あるいは交通事故が発生する問題だとか、非常に重大な問題があるわけですから、きょうは、その中で湯布院の業務隊が行いました牧畜農家などに対する入場許可証の交付問題、それから日米共同演習反対の看板をおろさせた問題に限っていただきたいと思います。

この日出生台演習場内は、慣行に従つた住民の放牧、農地使用、採草の権利などが認められておるところであります。演習による危険がなければこれらの権利を行使することは自由であるわけですから。そういう住民に対して今回、十月十五日から一カ月間という入場許可証と腕章を交付し着用さ

せるという、これは日本で初めて行ったことですが、その目的、理由は何かということをお伺いします。

○児玉(良)政府委員 御説明いたします。

日出生台演習場におきましては、従来から地元部隊と地元、町とが協定を結びまして、従来からの慣行を尊重して演習場内で採草、放牧をする方々のために場内に立ち入ることを認めております。

そこで、今回日米共同演習を実施するに際しまして、採草、放牧等のために立ち入り認められておられますけれども、これは訓練、演習に支障のない範囲でということになっておりますので、一定の期間立ち入りについて制限をせざるを得なくなつたわけでありまして。そこで、訓練の期間中に採草、放牧等のために演習場に立ち入る必要のある人とそうでない人の識別が容易になるように、演習場を管理する部隊が入場許可証と腕章を申請者の申請に基づきましてお渡ししたということでございます。

○柴田(健)委員 そうしますと、今まで採草、放牧の権利を持つていたという関係地区の人で、許可証の交付を希望する人には全員差別なく交付すべきものであるということになりますか、そういうことですか。

○児玉(良)政府委員 今回入場許可証、腕章をお渡しするに当たりますと、申請をされた方全部にお渡ししております。

○柴田(健)委員 渡したということは、結局渡さなければならぬ性質のものであるということでありまして、私も現地に参つて調査をしましたが、現地の人は、日米共同訓練に反対の署名を撤回しないと演習場への入場許可証、腕章を渡さないという業務隊の方針が伝えられたと言つておりました。この点、池田業務隊長も、そう言つたことはあると事実を認めた報道も見ました。また、許可証交付の条件には、日米共同演習反対の看板の撤去も含まれていたということをお伺いしておりますが、そういう事実は認めますか。

○児玉(良)政府委員 演習場の設置、管理につきましては日ごろから地元の方々の御協力を受けなければならぬわけでございますが、今回の共同訓練につきましても地元の方々の御支援なりをいただかなければならぬということ、部隊が周辺の関係の自治体であるとか住民の方にお話をしたという経緯がございます。

そこで、この入場許可証や腕章をお渡しするに当たりますと、そういう意味で共同訓練への協力をお願いするとか、あるいは反対は反対でも訓練を妨害することのないようにということをお願いをしたことはございますけれども、共同訓練に反対するからとかあるいは看板があるからとかいうようなことで交付しないということはおしておりません。つまり、入場許可証や腕章を交付するに当たりますと何らの条件はなかつたということでございます。

○柴田(健)委員 実際にはいろいろと言われて直前まで渡されなかつたという事実、これはもう断然たる事実であると思つておられます。

演習の実態が決まりますと、業務隊の方から、演習場に放牧してあります牛を十月二十日まで自宅の畜舎や牧場に帰すようにと申し入れがありました。しかし、その中で小野原地区の二十戸の人は、畜舎や牧場がないために自分のところへ帰すことができなかったわけでありまして。そこで、農民は牛を一カ所に演習場内に集めておく場所を自衛隊の方に要求いたしました。自衛隊側は結局そのために四十五町歩を提供することになりました。

この四十五町歩を提供しても日米共同訓練計画には支障はないという判断であつたわけですね。

○児玉(良)政府委員 放牧につきましても、ことし年初の地元の話で十一月末まで認められるということになっておりますが、これも訓練、演習に妨げがない範囲でということになっております。そこで、今回の共同訓練に際しましては、実弾射撃をするなどそのうちの一部の期間につきましては牛を一定の場所に引き込んでいただくとい

うことにいたしました。そのことのために、引き込み場所を持っていない今御指摘の小野原部落につきましては、小野原部落の近いところに約四十万平方メートルくらいですか、四十ヘクタール程度の場所にさくを設けまして、ほかのさくを初めから持っているところと同じようにその中に牛を引き込んでいただいたという経緯がございます。

○柴田(睦)委員 この演習期間中に提供する土地をめぐりまして、演習反対の看板をおろすならば土地を提供する、そういう条件がついたのではありませんか。

○児玉(良)政府委員 そのようなことは承知いたしております。

○柴田(睦)委員 局長の方は承知していないかもしれませんけれども、事実はこういうわけです。

この日出生台演習場が日米共同訓練の舞台になることが決まると、日出生地区青年グループが集会を持って共同訓練反対を決議します。そして演習場周辺に三十三枚の看板を立てて反対署名を呼びかけ、日出生地区住民の九〇％を超える四百一名の署名を集めました。その後、自衛隊側が演習期間中の立ち入り許可証の配付を提案してまいります。それを住民側が受け入れますと、そのとき自衛隊側では、反対をやめなければ許可証を渡さないと言っています。演習場に立ち入りができるかどうかというのは住民の死活にかかわる問題でありますから、これは反対農民に対して生活を脅かして圧力をかけるという結果になっているわけですね。

看板の問題にいたしましても、さきに言いましたように、小野原地区の農民から牛を一カ所に集めた放牧地を提供するよう求められまして、業務隊の方では最初四十町歩の提供を提案いたしました。農民の方から、それじゃ狭い、四十五町歩は少なうとも欲しい、こういうことになりました。十月十五日の昼、湯布院の駐屯地での業務隊と農民代表の話し合いで、業務隊が、日米共同演習反対の看板をおろせば五町歩の追加を認めると答えた、こういう実態があるわけでありまして、生活に

はかえられないという農民と青年会は、やむなく看板をおろすことになったわけでありまして、実際はこの四十五町歩を提供しても演習には支障はないわけで、結局看板をおろさせるために五町歩を交渉の材料に使った、こう言えると思うわけですね。こうして十六日の朝には日出生台周辺の日米共同演習反対の三十三枚の看板が消えるということになりました。

こうした一連の経過から見ても、自衛隊側が日出生台演習場を生活の基盤にしている農民の反対運動をやめさせることに乗り出した、この判断しております。これは国民の思想、信条の自由に干渉することであって、こんなことは許されるべきものではないと思いますが、大臣の所見を伺います。

○児玉(良)政府委員 たいま牛を放牧する場所のこの御質問でございましたが、演習期間中十月二十二日から十一月十日までの間、六つの部落が演習場の中で放牧をしておりますけれども、五つの部落につきましては牛の引き込み場所を持っておりまして、一つだけ持っていないかったもので、その期間ほかのところと同じように牛を引き込んでいただく、その場所として今の演習場の北東部を小野原部落に提供したということでありまして、牛の放牧自体は四十ヘクタールどころではなくて自由に演習場の中で草をとっておるわけですから、むしろ四十町歩を提供するということが狭い場所押し込めるといことになるのではないかと、今のお話、私はちょっと御質問の趣旨を理解いたしかねるところでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、演習場の設置、運営であるとか訓練の実施であるとかいうのは地元協力がなければ円滑に実施できないということもございまして、周辺の市町村であるとか住民には現地の担当の者が重ねて協力をお願いしてまいりました。その結果、看板を撤去させていただいたのではないかと考えております。

いずれにしましても、自衛隊側の働きかけなどによって看板がおろされたということで、それは許可証を発給するとか腕章を交付するとかいうことは直接関係がないと認識しております。

○柴田(睦)委員 局長は結局は実態を御存じでなく、そして自分の想像で答えている。実態はそういうことですから、これは厳重に調査をされるべきであるということを要求します。

時間が参りましたが、一点だけ。これはさきの百九国会の八月二十五日の当委員会が私、アメリカの上院軍事委員会でヘイズ米海軍太平洋軍司令官が証言いたしました中に、一九八一年にアメリカと日本が共同訓練、共同演習のための協定に調印したという証言がありますので、この点の質問をいたしました。改めて、この一九八一年に調印した日米の共同訓練、共同演習のための協定というのはい体何のことを言っているのか、お伺いします。

○長谷川(宏)政府委員 お答えいたします。御指摘の証言にありますが共同訓練、演習に関するアグリメントと申しますのは、ここでアグリメントなる言葉が協定といったものを意味するのであります。そういうものはありません。

しかし、それが計画作業上の合意ということの意味するのであれば、ちょうど昭和五十六年当時、統合幕僚会議の事務局と在日米軍司令部を中心に行われておりました日米共同訓練のあり方についての研究がまとめられたということは事実であります。これは、日米間で共同訓練を努めて計画的に実施し得るよう数年間にわたる共同訓練の進め方等について研究したものでありまして、これについては、当時統幕議長と在日米軍司令官が研究内容の確認のためにサインを行い、また長官に報告したところであります。

これはあくまで共同訓練の計画的な実施のための研究でありまして、何ら法的拘束力を持つものではなく、具体的な共同訓練の計画実施に当たった根拠になっていないものではございません。根拠

は、八月にも申し上げましたとおり、あくまで防衛庁設置法六条の十二号に基づき防衛庁の所掌事務の遂行に必要な範囲内において実施している、そういうことでありまして、共同訓練の計画実施に当たりましては、その都度日米双方において所要の手続を経ているというものであります。

○柴田(睦)委員 終わりますが、結局そういうものがある、防衛庁長官にも報告されている。これは私の部屋でも聞いたのですけれども、これが何か表に出せないようなことを言われますが、こういうものは積極的に国民の前に明らかにする。今日、海洋戦略なんかのもとの共同演習が激しく行われているという状況の中において、本当にどういうものであるか、これを明らかにするために公表すべきであると思いますが、長官どうですか。

○竹中委員長 簡潔にお願いします。

○長谷川(宏)政府委員 この研究の性格、内容につきましては、申し上げることを差し控えたと思っております。

○柴田(睦)委員 けしからぬことでありますが、終わります。

○竹中委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○竹中委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第百八回国会、内閣提出、参議院送付、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第百八回国会、内閣提出、参議院送付、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○竹中委員長 ただいま議決いたしました各案中、一般職の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、月原茂樹君外三名から、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。月原茂樹君。

○月原委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議及び民社党・民主連合の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

一般職の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔案〕

社会経済情勢の変化に伴い、労働時間短縮・週休二日制の実現が緊急かつ重要な国民的課題となつてゐることにかんがみ、公務員についても、その積極的な推進を図るため、政府並びに人事院は、次の事項について速やかに適切な措置を講ずべきである。

- 一 昭和六十三年度中に土曜閉庁が円滑に実施できるように、速やかに必要な措置を講ずること。
- また、地方自治体の土曜閉庁及び小・中・高等学校の学校週五日制についてもその早期実現に努めること。
- 一 公務員の完全週休二日制実現のため、諸般の準備を計画的に進めること。
- 一 年次休暇の完全取得の促進、超過勤務の縮減、休暇制度の拡充等により、年間総労働時間の短縮に努めること。

以上、御説明申し上げます。

○竹中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。高島総務庁長官。

○高島国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、政府として今後とも検討し努力してまいりたいと存じます。

○竹中委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹中委員長 次に、本日付託になりました参議院提出、公文書館法案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。参議院内閣委員長名尾良孝君。

〔報告書は附録に掲載〕

○名尾参議院議員 ただいま議題となりました公文書館法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

歴史資料として重要な公文書等は、我が国の歴史を後代に伝えるための資料として不可欠なものであります。したがって、これを保存し、利用に供することが必要であり、そのための施設の整備が図られなければならないところであります。

我が国の公文書等の保存及び利用に関しては、昭和四十六年に、国の行政に関する公文書等の保存及び利用のための施設として、総理府に国立公文書館が設置され、また、近年、地方公共団体においても、公文書館、文書館等の名称で公文書等の保存及び利用のための施設の整備が図られておるところであります。

しかしながら、現在、我が国においては、国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に供すべきことは法律上明確に規定されておらず、また、そのための施設に関する法律上の規定は存在しないのであります。その結果、我が国の歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用の実態は、諸外国に比べて著しく立ちおくれたものとなり、さらに、残念なことには、多数の歴史資料として重要な公文書等が散逸、消滅してゐるのであります。

そこで、国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に供すべきこと、そして、そのための施設である公文書館に關し必要な事項を法律で規定することによって、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用の必要性を確認し、公文書館の整備を積極的に推進していく必要があると考える次第でございます。

本案は、公文書等の歴史資料としての重要性にかんがみ、これを保存し、広く国民の利用に供するための施設である公文書館に關し必要な事項を定めることを目的とするもので、その要旨は次のとおりであります。

第一に、国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關し、適切な措置を講ずる責務を有することとしております。

第二に、公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに關連する調査研究を行うことを目的とする施設とし、国または地方公共団体が設置するものとしております。

第三に、国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通またはあつせんに努めるもの等としております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその要旨であります。

なお、本案は、十二月八日の参議院内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○竹中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

○竹中委員長 本案に対しましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

参議院提出、公文書館法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹中委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹中委員長 次に、請願の審査を行います。請願日程第一から第七までを一括して議題といたします。

各請願の内容につきましては、文書表等で既に御承知のこととありますし、また、先刻の理事会におきまして御検討願いましたので、この際、紹介議員からの説明等は省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。採決いたします。

本日の請願日程中、元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願一件は、採択の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹中委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

ただいま議決いたしました請願に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹中委員長 今国会、本委員会に参考送付されました陳情書は、旧軍人等の恩給欠格者の救済に関する陳情書外四件でありますので、念のため御報告いたします。

○竹中委員長 次に、閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。行政機構並びにその運営に関する件

恩給及び法制一般に関する件  
公務員の制度及び給与に関する件  
及び  
栄典に関する件

以上の各件につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十四分散会

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「二十三万五千円」を「二十万九千円」に改め、同項第二号中「四万二千五百円」を「四万三千五百円」に改める。

第十一条の七第一項第一号中「九千円」を「一万千円」に改め、同条第二項第一号中「一万六千五百円」を「一万五千円」に改め、「九千円」を「一万千円」に改め、「七千五百円」を「八千五百円」に改め、「七千五百円」を「七千五百円」を「八千五百円」を「九千五百円」に改める。

第十二条第二項第一号中「二万円」を「二万千円」に改め、「四千円」を「五千円」に改め、同項第二号中「二千七百円」を「三千八百円」に改め、「三千六百円」を「五千円」に改め、「五千五百円」を「六千円」に改め、「七千五百円」を「八千円」に改め、「九千六百円」を「一万四五百円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万千円」に改め、「四千円」を「五千円」に改める。

第二十二條第一項中「二万五千四百円」を「二万五千八百円」に改める。

附則第十一項第一号中「毎四週間」を「一の基本期間（人事院規則で定める毎四週間をいう。以下この項、次項及び附則第十四項において同じ。）」に改め、「一の」を「二の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる職員以外の職員であつて、いずれの基本期間においても半日勤務日（割り振られている勤務時間が四時間（第十四条第二項又は第三項の規定により一週間の勤務時間が定められている職員にあつては、当該勤務時間に応じて人事院規則で定めるこれに相当する時間）である日という。以下この号において同じ。）が二以上あるもの一の基本期間につき、各庁の長が職員ごとに指定する二の半日勤務日の勤務時間

附則第十一項に次の一号を加える。  
三 前二号に掲げる職員以外の職員 一の基本期間につき、人事院規則の定めるところによ

り、各庁の長が職員ごとに指定する一又は二の勤務日における当該各庁の長が指定する八時間（第十四条第二項又は第三項の規定により一週間の勤務時間が定められている職員にあつては、当該勤務時間に応じて人事院規則で定めるこれに相当する時間）の勤務時間

附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項を附則第十六項とする。

附則第十四項中「前三項」を「附則第十一項から前項まで」に改め、「第十三項までの規定に」を「第十四項までの規定に」に改め、「附則第十一項から第十三項までの規定の適用がないものとした場合における一週間の勤務時間」を「第十四条の規定による一週間の勤務時間から二時間を減じた時間」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十二項中「前項」を「前二項」に改め、「同項」を「これら」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十一項の次に次の一項を加える。

12 基本期間の中途において新たに職員となつた者又は定年に達することにより、国家公務員法第八十一条の三（国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号）附則第四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき定められた期限が到来することにより、若しくは任期が満了することにより基本期間の中途において退職することとなる職員で基本期間内の新たに職員となつた日以後又は退職することとなる日以前の在職期間が人事院規則で定める期間以上であるものについては、当該基本期間内は、人事院規則で定めるところにより、各庁の長が指定する勤務日における当該各庁の長が指定する勤務時間は、勤務を要しない時間とする。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	96,500	117,900	137,400	167,600	183,200	200,600	217,700	236,200	265,200	298,900	341,300
2	99,500	123,600	144,400	175,400	191,300	209,100	226,300	245,200	276,200	310,800	355,600
3	102,700	130,100	151,400	183,100	199,500	217,600	235,000	254,300	287,300	322,700	369,900
4	105,900	137,300	158,500	191,100	207,600	226,100	243,700	263,500	298,400	334,600	384,200
5	109,500	143,900	165,800	199,200	215,800	234,600	252,600	272,900	309,700	346,600	398,500
6	113,600	149,200	173,000	207,200	223,800	243,100	261,500	282,300	321,000	358,500	412,800
7	117,900	154,500	180,000	215,100	231,700	251,600	270,400	291,800	332,300	370,400	427,100
8	122,000	159,500	186,900	222,800	239,400	260,300	279,400	301,300	343,600	382,400	441,200
9	125,600	164,100	192,700	230,200	247,100	269,000	288,500	310,700	354,700	394,300	455,200
10	128,900	168,300	198,400	237,500	254,800	277,900	297,500	320,000	365,500	405,600	468,900
11	131,700	172,400	204,000	244,800	262,500	286,900	306,500	329,300	375,900	415,100	479,500
12	134,600	176,500	209,300	252,200	269,900	295,800	315,300	338,600	386,100	424,200	486,200
13	137,000	180,500	214,700	259,100	276,900	304,600	323,500	347,300	395,100	431,800	492,700
14	139,400	183,500	219,600	265,900	283,900	312,800	330,700	355,900	402,000	438,800	498,800
15	141,700	186,400	224,300	271,900	289,700	320,400	337,400	363,000	408,700	443,400	503,600
16	143,300	189,300	228,900	277,800	295,000	326,600	343,100	369,500	413,300		
17		192,100	233,200	282,200	299,800	332,400	348,200	373,900	417,800		
18		194,700	236,700	285,900	303,700	336,500	352,700	378,000	422,100		
19		196,700	240,000	289,600	307,400	340,400	356,700	382,000			
20			242,500	292,300	310,600	344,400	360,700	386,000			
21			245,100	295,000	313,600	348,200	364,600	389,800			
22			247,500	297,600	316,600	352,000	368,300				
23			249,900	300,200	319,600	355,800					
24			252,300	302,900	322,600	359,400					
25			254,700	305,400	325,500						
26			257,000	307,900	328,300						
27			259,200	310,400							
28			261,400	312,800							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	86,600	120,400	136,000	153,700	177,800	202,600
2	89,200	125,500	141,900	159,800	183,900	209,200
3	91,900	130,700	147,800	165,800	190,000	215,800
4	94,600	136,000	153,700	171,800	196,100	222,900
5	97,200	141,400	159,700	177,800	202,200	230,100
6	100,200	146,600	165,700	183,700	208,400	237,500
7	103,500	151,800	171,400	189,200	214,300	245,000
8	107,000	156,900	177,000	194,300	219,700	252,400
9	110,800	162,000	182,600	199,500	225,000	259,900
10	115,300	166,900	187,900	204,700	230,200	267,300
11	120,400	171,700	192,800	209,600	235,500	274,700
12	125,500	176,300	197,700	214,400	240,800	282,000
13	130,600	180,800	202,400	219,200	246,000	289,200
14	135,600	185,100	207,100	224,000	251,000	295,500
15	140,500	189,200	211,700	228,700	256,000	301,700
16	145,000	192,900	216,200	233,500	260,900	307,700
17	149,200	196,600	220,800	237,700	265,600	313,800
18	153,300	200,100	225,400	241,600	270,100	319,200
19	157,000	203,700	229,700	245,000	274,300	324,300
20	159,900	206,200	233,700	248,300	278,200	328,700
21	162,800	208,400	236,800	251,300	282,000	333,100
22	165,600	210,600	239,500	254,300	285,600	337,300
23	168,400	212,600	241,900	257,300	288,200	340,700
24	170,900	214,700	244,200	260,000	290,600	
25	173,100	216,700	246,400	262,600	293,000	
26	175,300	218,800	248,600	265,100		
27	177,400	220,800	250,700	267,500		
28	179,400	222,900	252,900	269,700		
29	181,300	224,800	255,100			
30	183,200	226,700	257,200			
31	185,000		259,200			
32	186,800					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	110,000	168,700	201,600	236,700	265,200	298,900	341,300
2	114,100	176,400	210,100	245,700	276,200	310,800	355,600
3	118,400	184,100	218,600	254,800	287,300	322,700	369,900
4	124,200	192,200	227,200	264,000	298,400	334,600	384,200
5	130,600	200,300	235,800	273,300	309,700	346,600	398,500
6	137,800	208,300	244,400	282,600	321,000	358,500	412,800
7	145,000	216,400	253,200	292,000	332,300	370,400	427,100
8	152,200	224,400	262,100	301,400	343,600	382,400	441,200
9	159,400	232,100	270,900	310,700	354,700	394,300	455,200
10	166,700	239,700	279,800	320,000	365,500	405,600	468,900
11	173,800	247,400	288,800	329,300	375,900	415,100	479,500
12	180,700	255,000	297,700	338,600	386,100	424,200	486,200
13	187,500	262,600	306,600	347,300	395,100	431,800	492,700
14	193,200	269,900	315,400	355,900	402,000	438,800	498,800
15	198,800	276,900	323,600	363,000	408,700	443,400	503,600
16	204,300	283,400	330,700	369,500	413,300		
17	209,500	288,500	337,400	373,900	417,800		
18	214,800	292,400	341,400	378,000	422,100		
19	219,600	296,200	345,400	382,000			
20	224,300	299,300	349,300	386,000			
21	228,900	302,400	353,200	389,800			
22	233,200	305,100	357,100				
23	236,700	307,700	360,900				
24	240,000	310,300	364,500				
25	242,500						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	107,000	133,600	158,000	191,400	208,300	226,000	243,000	261,400	289,300	321,300	355,700
2	111,100	140,300	165,400	199,800	216,700	234,400	252,200	270,600	298,600	332,600	367,100
3	115,500	147,100	173,000	208,200	225,100	242,900	261,400	280,000	308,400	343,900	378,500
4	120,400	154,600	180,300	216,500	233,500	252,100	270,600	289,300	318,200	354,800	389,900
5	125,500	160,500	187,500	224,800	241,800	261,300	279,800	298,600	327,800	365,600	401,900
6	130,500	165,200	194,500	233,100	250,000	270,500	289,100	308,100	337,400	375,200	412,800
7	134,700	169,600	201,100	241,100	258,200	279,600	298,300	317,700	347,000	384,700	427,100
8	137,500	173,300	206,700	248,800	266,500	288,900	307,600	327,300	356,500	394,100	441,200
9	140,100	176,900	212,100	256,500	274,500	298,000	317,000	336,900	366,000	403,300	455,200
10	142,600	180,400	217,300	264,100	282,300	307,200	326,300	346,500	375,400	412,400	468,900
11	144,600	184,000	222,300	271,600	289,000	316,500	335,500	356,000	384,400	421,600	479,500
12	146,600	187,200	227,300	278,900	295,000	325,700	344,800	365,500	393,500	430,700	486,200
13	148,500	190,400	231,600	284,400	301,000	334,800	354,000	374,600	402,500	439,600	492,700
14	150,100	193,400	235,400	288,900	306,900	344,000	361,300	383,600	411,000	447,400	498,800
15		195,500	238,900	293,200	312,200	352,800	368,300	391,700	419,400	451,800	503,600
16			242,200	297,400	317,400	359,100	374,800	399,000	423,900		
17			244,400	300,700	322,100	365,100	380,200	403,400	428,200		
18				304,000	325,900	370,300	385,200	407,500	432,300		
19				306,700	329,600	374,400	389,200	411,500			
20				309,400	333,000	378,400	393,100	415,500			
21				311,900	335,800	382,200	396,900	419,300			
22				314,300		386,000	400,600				
23				316,700		389,700					
24						393,300					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

## 1 公安職俸給表(一)

職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	111,600	120,800	136,400	175,700	208,800	226,000	243,000	261,400	289,300	321,300	355,700
2	116,000	125,500	144,200	183,700	217,200	234,400	252,200	270,600	298,600	332,600	367,100
3	120,600	130,200	152,000	192,000	225,600	242,900	261,400	280,000	308,400	343,900	378,500
4	125,300	136,100	159,900	200,300	234,000	252,100	270,600	289,300	318,200	354,800	389,900
5	130,000	143,700	167,800	208,700	242,300	261,300	279,800	298,600	327,800	365,600	401,300
6	135,700	151,300	175,300	217,100	250,500	270,500	289,100	308,100	337,400	375,200	412,800
7	142,900	158,800	182,600	225,500	258,700	279,600	298,300	317,700	347,000	384,700	427,100
8	150,200	166,200	189,900	233,700	267,000	288,900	307,600	327,300	356,500	394,100	441,200
9	157,500	173,100	197,300	241,900	275,000	298,000	317,000	336,900	366,000	403,300	455,200
10	164,800	180,000	204,700	249,700	282,900	307,200	326,300	346,500	375,400	412,400	468,900
11	171,500	187,000	211,900	257,400	290,800	316,500	335,500	356,000	384,400	421,600	479,500
12	178,400	194,000	219,200	265,000	298,500	325,700	344,800	365,500	393,500	430,700	486,200
13	185,300	201,100	226,500	272,400	306,300	334,800	354,000	374,600	402,500	439,600	492,700
14	192,300	208,300	233,500	279,800	314,000	344,000	361,300	383,600	411,000	447,400	498,800
15	199,200	215,400	240,500	287,100	321,700	352,800	368,300	391,700	419,400	451,800	503,600
16	206,100	222,400	247,500	294,200	329,000	359,100	374,800	399,000	423,900		
17	212,700	228,900	254,500	301,300	336,000	365,100	380,200	403,400	428,200		
18	218,700	235,300	261,600	308,400	342,200	370,300	385,200	407,500	432,300		
19	224,600	241,700	268,800	315,100	347,900	374,400	389,200	411,500			
20	230,500	248,100	276,100	321,300	352,100	378,400	393,100	415,500			
21	236,400	254,300	283,200	327,600	355,600	382,200	396,900	419,300			
22	242,300	260,700	290,300	333,800	359,200	386,000	400,600				
23	248,300	267,100	297,400	339,400	362,600	389,700					
24	254,200	273,400	304,100	343,100	366,000	393,300					
25	260,000	279,600	310,300	346,300	369,300						
26	265,700	285,600	316,600	349,500	372,500						
27	271,100	291,400	322,800	352,800							
28	276,500	297,200	328,300	355,900							
29	280,700	302,200	332,000	359,100							
30	284,700	306,800	335,200	362,100							
31	288,800	311,400	338,400								
32	292,800	314,300	341,600								
33	295,400	317,300	344,700								
34		320,100	347,700								
35		323,000	350,600								
36		325,700									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	107,000	133,600	158,000	191,400	208,300	226,000	243,000	261,400	289,300	321,300	355,700
2	111,100	140,300	165,400	199,800	216,700	234,400	252,200	270,600	298,600	332,600	367,100
3	115,700	147,100	173,000	208,200	225,100	242,900	261,400	280,000	308,400	343,900	378,500
4	120,900	154,600	180,300	216,500	233,500	252,100	270,600	289,300	318,200	354,800	389,900
5	126,400	160,500	187,500	224,800	241,800	261,300	279,800	298,600	327,800	365,600	401,300
6	132,000	166,000	194,500	233,100	250,000	270,500	289,100	308,100	337,400	375,200	412,800
7	136,800	171,300	201,100	241,100	258,200	279,600	298,300	317,700	347,000	384,700	427,100
8	141,400	176,600	207,200	248,800	266,500	288,900	307,600	327,300	356,500	394,100	441,200
9	145,600	181,600	213,200	256,500	274,500	298,000	317,000	336,900	366,000	403,300	455,200
10	149,600	186,400	219,100	264,100	282,300	307,200	326,300	346,500	375,400	412,400	468,900
11	153,600	191,100	224,800	271,600	289,500	316,500	335,500	356,000	384,400	421,600	479,500
12	157,600	195,700	230,000	278,900	296,200	325,700	344,800	365,500	393,500	430,700	486,200
13	161,600	200,400	235,300	285,200	302,800	334,800	354,000	374,600	402,500	439,600	492,700
14	165,300	205,100	240,600	290,600	309,200	344,000	361,300	383,600	411,000	447,400	498,800
15	169,100	209,300	245,900	295,800	314,500	352,800	368,300	391,700	419,400	451,800	503,600
16	172,700	213,300	250,400	300,700	319,800	359,100	374,800	399,000	423,900		
17	176,000	216,800	254,900	304,400	324,500	365,100	380,200	403,400	428,200		
18	179,000	220,300	259,000	307,700	328,300	370,300	385,200	407,500	432,300		
19	181,800	222,400	262,400	310,500	332,200	374,400	389,200	411,500			
20	184,600		264,800	313,100	335,700	378,400	393,100	415,500			
21	186,600		267,300	315,700	338,700	382,200	396,900	419,300			
22			269,700	318,200	341,500	386,000	400,600				
23			272,100	320,700		389,700					
24			274,500	323,100		393,300					
25			276,800								
26			279,000								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
1	113,900	147,400	190,300	229,600	260,200	292,600	366,400
2	119,400	155,100	199,300	239,800	270,500	304,500	378,900
3	126,100	163,300	208,600	249,900	280,800	316,600	391,300
4	132,800	171,600	218,000	260,100	291,000	328,600	403,400
5	139,600	180,000	227,300	270,100	301,000	340,400	415,400
6	146,600	187,800	236,300	279,800	310,800	352,000	427,100
7	153,200	194,900	245,000	289,500	320,400	363,500	438,800
8	159,800	201,900	253,300	298,600	329,800	374,900	449,300
9	166,200	208,900	261,300	307,300	339,000	386,100	459,100
10	172,200	215,700	268,900	315,600	348,100	396,400	467,200
11	176,500	221,900	276,400	323,800	357,200	406,500	474,900
12	180,500	227,400	283,600	332,000	365,800	416,400	482,500
13	184,400	233,000	290,700	340,200	374,000	425,300	488,900
14	188,200	238,400	297,600	348,200	382,100	433,300	494,600
15	191,500	243,400	304,500	355,600	388,800	440,500	499,200
16	194,600	248,000	311,400	362,700	394,600	447,300	
17	197,800	252,600	317,900	369,800	400,100	453,400	
18	201,000	255,900	324,000	375,000	405,100	457,900	
19	203,100		327,700	379,200	410,100	462,300	
20			331,400	383,300	414,700	466,500	
21			335,000	387,400	418,700	470,600	
22			338,600	391,300	422,600		
23			342,000	395,200			
24			345,400	399,000			
25				402,700			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等的人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	98,600	121,100	149,200	175,300	204,300	232,900
2	101,200	126,100	155,300	182,400	211,600	240,100
3	104,000	131,700	161,600	189,600	218,900	247,400
4	107,600	137,500	168,200	196,900	225,700	254,600
5	111,700	143,100	175,200	204,100	232,100	262,000
6	116,000	148,800	182,300	211,300	238,200	269,600
7	120,800	154,600	189,500	218,100	244,100	277,200
8	125,800	160,400	196,700	224,000	249,800	284,800
9	130,900	166,400	203,800	229,800	255,400	292,500
10	136,700	172,400	210,900	235,500	261,000	300,100
11	142,300	178,500	217,500	241,100	266,600	307,800
12	147,900	184,500	223,100	246,300	272,200	315,500
13	153,500	190,100	228,700	251,200	277,800	323,200
14	159,000	195,600	234,300	256,100	283,200	330,300
15	164,100	201,100	239,500	260,800	288,700	336,700
16	169,100	206,400	244,500	265,200	293,800	343,000
17	173,900	211,500	249,000	269,200	298,300	349,100
18	178,700	216,200	253,600	273,000	302,600	354,700
19	183,400	221,000	257,800	276,700	305,800	360,100
20	187,400	225,200	261,700	280,100	309,000	365,100
21	190,400	228,700	264,900	283,100	312,200	369,700
22	193,100	231,900	267,900	286,100	315,400	374,200
23	195,100	234,700	270,700	288,800	318,400	377,900
24		237,300	273,100	291,300	321,400	
25		239,600	275,500	293,900	324,300	
26		241,800	277,800	296,400	327,200	
27		244,100	280,200			
28		246,200	282,400			
29			284,700			
30			286,900			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	113,500	139,500	191,400	222,900	285,700
2	118,500	148,000	200,000	232,800	296,500
3	123,800	156,400	208,700	242,700	307,400
4	130,400	165,100	217,700	252,700	318,300
5	137,100	173,800	226,800	262,800	329,200
6	144,400	182,600	236,000	272,800	340,200
7	151,700	191,300	245,300	282,900	351,300
8	159,400	199,900	254,500	292,900	362,300
9	167,500	208,500	263,700	302,900	373,300
10	175,700	217,100	272,800	312,700	384,200
11	183,800	225,600	281,600	322,100	395,200
12	191,500	233,900	290,400	330,600	406,100
13	198,700	242,100	299,100	338,900	417,100
14	205,600	249,300	307,800	347,100	428,200
15	212,000	256,400	316,200	355,000	439,200
16	218,300	262,800	324,200	362,900	450,000
17	224,300	268,900	332,200	370,600	459,500
18	230,100	275,100	339,800	378,300	469,000
19	235,900	281,200	347,400	385,700	478,300
20	241,400	287,200	355,000	392,400	487,000
21	246,700	293,000	362,300	399,100	494,900
22	252,000	298,800	369,500	405,700	500,900
23	257,000	304,300	376,000	411,600	506,000
24	261,900	309,800	381,900	417,400	510,800
25	265,700	315,300	386,100	422,600	
26	269,500	319,800	389,600	426,300	
27	273,200	323,600	393,000	430,000	
28	276,700	326,900	396,300	433,500	
29	279,300	330,100	399,500		
30	281,900	333,300			
31	284,400	336,500			
32	286,900	339,600			
33	289,300	342,600			
34	291,700	345,600			

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	105,300	131,100	244,700	332,200
2	109,000	138,600	253,700	341,600
3	113,400	146,100	262,600	351,100
4	118,000	153,500	271,400	360,500
5	123,300	160,900	280,300	369,900
6	129,300	168,400	289,300	379,400
7	135,900	175,900	298,200	388,800
8	142,900	183,400	307,200	398,100
9	150,000	190,800	316,200	407,400
10	157,200	198,200	325,200	416,700
11	164,300	206,000	334,100	425,600
12	171,400	214,600	343,100	434,000
13	178,500	223,400	351,700	441,600
14	185,400	232,100	360,200	449,100
15	192,400	240,800	368,600	453,700
16	199,300	249,400	376,900	
17	206,200	258,000	385,300	
18	213,000	266,500	393,600	
19	219,800	275,000	401,900	
20	225,800	283,500	409,300	
21	231,800	292,000	416,500	
22	237,400	300,400	423,500	
23	242,900	308,900	430,300	
24	248,300	317,400	434,500	
25	253,600	325,100		
26	258,700	332,600		
27	263,700	339,900		
28	268,400	347,300		
29	273,000	354,600		
30	276,500	360,900		
31	279,900	367,000		
32	283,200	372,200		
33	286,200	376,700		
34	288,700	381,200		
35	291,000	385,700		
36	293,300	388,700		
37	295,600			
38	297,800			
39	300,000			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	105,300	113,400	208,800	328,600
2	109,000	119,100	217,800	337,000
3	113,400	124,900	226,800	345,500
4	118,000	131,100	235,800	353,800
5	123,300	138,600	244,700	362,200
6	129,300	146,100	253,700	370,500
7	135,900	153,500	262,600	378,900
8	142,900	160,900	271,400	387,000
9	149,900	168,400	280,300	394,300
10	157,000	175,900	289,200	401,700
11	163,800	183,400	297,900	408,300
12	170,600	190,800	306,000	414,900
13	177,100	198,200	314,000	420,200
14	183,500	206,000	322,000	425,300
15	189,700	214,600	329,900	429,400
16	195,700	223,400	337,700	
17	201,700	232,100	345,300	
18	207,400	240,800	353,000	
19	213,100	249,400	360,600	
20	218,500	258,000	368,100	
21	223,600	266,500	375,000	
22	228,500	274,900	381,400	
23	233,100	283,300	387,100	
24	237,400	291,700	392,000	
25	240,900	299,400	396,000	
26	244,300	306,900	399,300	
27	247,300	314,300	402,400	
28	249,900	321,300	405,400	
29	252,500	328,000		
30	254,800	334,300		
31	257,000	340,500		
32	259,200	346,500		
33	261,300	351,900		
34		357,300		
35		362,000		
36		366,100		
37		370,000		
38		373,900		
39		376,500		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 117,900	円 149,100	円 191,400	円 242,700	円 373,200
2	124,800	157,000	200,000	252,700	384,100
3	132,100	165,400	208,700	262,800	395,100
4	139,500	174,000	217,700	272,800	406,000
5	147,100	182,700	226,800	282,900	417,000
6	154,700	191,300	236,000	292,900	428,100
7	162,500	199,900	245,500	302,900	439,100
8	170,400	208,500	255,100	312,700	450,000
9	178,400	217,100	265,000	322,100	459,500
10	186,400	225,700	274,900	331,200	469,000
11	193,900	234,300	284,800	340,200	478,300
12	201,400	243,200	294,800	351,300	487,000
13	208,600	252,100	304,600	362,300	494,900
14	215,400	261,000	313,900	373,300	501,000
15	222,200	269,700	322,900	384,200	506,100
16	228,700	278,400	331,600	395,200	510,900
17	234,900	286,600	340,100	406,100	
18	241,000	294,700	348,500	417,100	
19	246,700	302,500	356,500	428,200	
20	252,300	310,300	364,200	437,800	
21	257,500	318,100	371,700	444,300	
22	262,700	325,700	379,200	450,600	
23	267,800	333,300	386,000	456,700	
24	272,400	340,700	392,600	462,800	
25	276,800	348,000	398,900	468,100	
26	281,000	355,000	404,200	472,700	
27	284,100	361,900	409,500	477,000	
28	287,200	368,500	413,300		
29	290,200	374,900	417,000		
30	293,200	380,400	420,500		
31	296,100	385,700			
32	299,000	390,900			
33		394,400			
34		397,800			
35		401,100			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	円 96,600	円 123,100	円 198,100	円 236,000	円 274,600
2	99,600	130,100	207,500	245,500	285,700
3	102,800	138,000	216,900	255,000	296,900
4	106,100	145,900	226,400	264,500	308,400
5	110,000	153,000	235,900	274,000	320,000
6	115,000	161,900	245,300	283,500	332,200
7	120,200	169,900	254,500	292,800	344,500
8	125,600	178,000	263,700	302,100	356,900
9	132,400	186,000	272,800	311,000	369,200
10	139,300	194,000	281,700	319,700	381,500
11	146,600	201,900	289,800	328,300	393,700
12	154,000	209,800	297,700	336,900	405,800
13	161,500	217,600	305,300	345,300	417,700
14	169,000	225,000	312,000	353,700	429,600
15	176,200	232,400	318,300	362,000	441,400
16	183,400	239,600	324,500	370,300	453,100
17	190,400	246,100	330,600	378,600	464,800
18	197,200	252,600	336,600	386,900	474,800
19	202,900	259,100	342,400	395,100	482,200
20	208,400	265,500	347,900	402,000	488,600
21	213,900	271,800	353,200	408,700	494,000
22	219,300	278,100	358,100	413,500	499,400
23	224,500	284,400	362,600	418,100	503,600
24	229,600	289,400	366,600	422,100	
25	234,300	294,200	370,200		
26	238,200	297,900	373,900		
27	241,800	301,400	377,400		
28	244,600	304,800			
29	247,400	308,200			
30	250,000	311,600			
31	252,700	314,800			
32	255,200				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	169,100	232,700	266,600	346,700
2	178,700	243,900	278,000	358,000
3	188,500	255,200	289,500	369,200
4	199,600	266,600	301,000	380,400
5	210,700	277,900	312,400	391,500
6	221,700	289,300	323,800	402,300
7	232,700	300,600	335,200	412,900
8	243,700	311,900	346,700	423,200
9	254,500	323,100	357,900	433,300
10	265,000	334,300	369,100	443,500
11	273,900	344,000	380,300	453,600
12	282,400	353,300	390,700	463,700
13	290,800	362,300	400,900	473,800
14	299,100	371,100	410,900	483,900
15	307,400	379,700	420,900	492,700
16	315,700	388,300	430,500	501,000
17	323,900	396,900	439,800	508,700
18	331,000	405,500	449,200	514,900
19	335,800	412,200	458,600	520,000
20	340,400	418,500	465,600	524,800
21	343,500	424,400	472,500	
22		428,600	477,200	
23		432,600	481,700	
24		436,500	486,200	
25		440,300	490,700	
26		444,000	495,000	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	99,600	121,900	154,800	177,000	209,100	245,200	274,800	334,100
2	102,900	127,400	162,100	184,700	217,800	254,300	286,100	346,200
3	106,500	134,000	169,500	192,400	226,600	263,500	297,500	358,500
4	111,000	140,600	176,900	200,200	235,400	272,900	308,900	370,900
5	115,500	147,300	184,500	208,100	244,200	282,300	320,300	383,300
6	120,400	153,900	192,100	216,100	253,100	291,800	331,700	395,700
7	125,900	160,600	199,800	224,200	261,900	301,300	343,100	408,000
8	132,300	167,300	207,500	232,200	270,600	310,700	354,400	420,300
9	138,700	174,100	215,400	240,000	279,400	320,000	365,500	432,400
10	144,600	180,700	223,200	247,800	288,400	329,300	375,900	444,500
11	149,700	187,300	230,700	255,500	297,200	338,600	386,100	451,800
12	154,900	193,100	238,000	263,100	305,700	347,300	395,100	458,200
13	159,800	198,800	245,200	270,600	313,800	355,900	402,000	464,300
14	164,200	204,500	252,400	277,800	321,400	363,000	408,700	470,000
15	168,500	210,000	259,400	285,000	327,600	369,500	415,400	475,400
16	172,600	215,300	266,200	290,900	333,800	373,900	419,800	479,900
17	176,700	220,300	272,600	296,200	339,200	378,000	424,100	
18	180,700	225,000	278,800	301,500	344,100	382,000		
19	183,700	229,600	283,500	305,400	348,100	386,000		
20	186,600	233,900	287,500	309,200	352,000	389,800		
21	189,300	237,200	291,300	312,700	355,800			
22	191,400	239,800	294,200	316,100	359,600			
23	193,400	242,200	296,800	319,100	363,200			
24		244,500	299,400	321,900				
25		246,800	302,000	324,700				
26		249,000	304,500					
27			306,900					
28			309,300					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	104,400	120,000	160,800	180,700	209,600	240,300
2	108,200	125,600	167,100	187,600	217,200	248,700
3	112,200	131,100	173,900	194,400	224,800	257,300
4	116,100	137,100	180,600	201,300	232,400	266,200
5	120,000	143,000	187,400	208,100	239,900	275,300
6	125,600	148,900	194,100	215,100	247,200	284,400
7	131,000	154,800	200,800	222,000	254,500	293,500
8	136,900	160,600	207,400	229,000	261,800	302,700
9	142,800	166,400	214,100	235,900	268,900	311,800
10	148,500	172,200	220,700	242,700	276,000	320,900
11	154,200	178,000	227,300	249,500	283,100	330,000
12	159,700	183,700	233,900	256,200	290,300	338,900
13	165,100	189,300	240,400	262,900	297,500	347,800
14	170,400	194,700	247,000	269,500	304,600	356,300
15	175,600	200,100	253,600	276,100	311,800	364,700
16	180,700	205,500	260,000	282,500	318,900	372,400
17	185,700	210,800	266,300	289,000	325,700	380,100
18	190,600	215,900	272,500	295,300	331,700	387,100
19	195,400	221,000	278,600	301,600	336,400	393,400
20	200,100	226,100	284,600	307,000	340,700	397,500
21	204,700	231,200	290,600	312,100	345,100	401,400
22	209,100	236,100	296,300	317,000	348,600	405,100
23	213,400	241,100	301,000	320,700	352,000	
24	217,200	246,100	305,400	324,300	354,700	
25	220,800	251,100	309,700	327,600		
26	224,100	256,000	313,000	330,500		
27	227,300	260,400	316,200	333,300		
28	230,300	264,500	318,900	335,900		
29	232,800	268,500	321,500			
30	235,200	271,100	324,100			
31	237,600	273,600	326,600			
32	239,800	276,100				
33	242,000	278,500				
34		280,900				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六條関係)

号	俸	俸給月額
1		円 468,000
2		516,000
3		575,000
4		636,000
5		685,000
6		737,000
7		801,000
8		864,000
9		926,000
10		985,000
11		1,043,000
12		1,065,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

1 (施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一項の改正規定、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項を附則第十六項とする改正規定、附則第十四項の改正規定、同項を附則第十五項とする改正規定、附則第十三項の改正規定、同項を附則第十四項とする改正規定、附則第十二項の改正規定、同項を附則第十三項とする改正規定、附則第十一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九項から第十一項まで及び第十三項から第十五項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項及び第七項において同じ)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下附則第八項までにおいて「改正後の法」という。)の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

3 昭和六十二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員(最高号俸等の切替等)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日

4 (切替期間における異動者の号俸等)

切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下附則第八項までにおいて「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

5 切替日前の異動者の号俸等の調整

切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日

8 改正後の法の規定を適用する場合において、改正前の法の規定に基づいて支給された給

における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。(旧号俸等の基礎)

7 (住居手当に関する経過措置)

切替期間において、改正前の法第十一條の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十一條の七の規定による住居手当を支給されなかったこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一條の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員は、それぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一條の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一條の七の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続きいた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一條の七の規定による住居手当を支給されなかったこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一條の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員は、この法律の施行の日から昭和六十三年三月三十一日(同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

9 (勤務を要しない時間に関する経過措置等)

附則第一項ただし書に規定する政令で定める日の前日において、この法律(附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ)による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下この項において「旧法」という。)附則第十二項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員で同日が同項の規定により各庁の長が定めた期間の末日以外の日となるもの(旧法附則第十一項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員との権衡上調整の必要がある職員として人事院規則で定める職員に限る。)及び旧法附則第十一項又は第十二項の規定による勤務を要しない時間の指定が旧法附則第十三項の規定により当該政令で定める日以後の勤務日又は勤務日の勤務時間に変更されている職員については、当該政令で定める日から人事院規則で定める日までの間は、この法律による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下附則第十一項までにおいて「新法」という。)附則第十一項から第十三項までの規定にかかわらず、各庁の長は、新法附則第十一項の規定による勤務を要しない時間の時間数を基礎とし、他の職員との権衡を考慮して人事院規則で定める時間数の勤務時間を、人事院規則で定めるところにより、勤務を要しない時間として指定することができる。

10 前項の規定による指定が行われる間、当該指定の行われる職員に対する新法第五條第一項及び第十九條の規定の適用については、新法第五條第一項中「第十四條に規定する勤務時間」とあるのは「第十四條に規定する勤務時間のうち一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)附則第九項の規定による勤務を要しない時間を除いた時間」と、新法第十九條中「一週間の勤務時間」とあるのは「第十四條の規定による一週間の勤務時間」とする。

務時間から二時間を減じた時間」とする。

11 附則第九項の規定による指定については、その規定は新法附則第十一項から第十三項までの規定を適用する。この場合において、同項中「基本期間又は前項の規定により定められた期間」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第七号)附則第一項ただし書に規定する政令で定める日から同法附則第九項に規定する人事院規則で定める日までの期間」とする。  
(人事院規則への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。  
(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

13 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)の一部を次のように改正する。  
第八条中「附則第十五項」を「附則第十六項」に改める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

14 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「第十三項」を「第十四項」に改める。

附則第三項中「第十三項までの規定に相当する条例の規定」を「第十四項までの規定に相当する条例の規定(毎四週間につき任命権者が職員ごとに指定する一勤務日における四時間の勤務時間は勤務を要しない時間とする旨及びこれにより難い認められる職員について任命権者が五十二週を超えない範囲内で定める期間ごとにおける勤務時間を指定することができる旨の条例の規定を含む。)」に改める。

(附則第九項の規定による指定が行われる教育職員についての正規の勤務時間を超える勤務等)

15 附則第九項の規定による指定が行われる教育職員に対する前項の規定による改正後の国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法附則第二項の規定の適用については、当該指定が行われる間は、同項中「給与法附則第十一項から第十四項まで」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第七号)附則第九項」とする。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和六十二年八月六日付けの給与についての勧告及び同日付けの週休二日制についての勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額並びに初任給調整手当、住居手当及び通勤手当の額の改定等を行い、あわせて一般職の国家公務員の週休二日制の改定等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)  
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第九号の八を削る。  
第三条第二項中「百四万九千円」を「百六万五千円」に改め、同条第三項中「百二十八万八千円」を「百三十万七千円」に、「六十七万五千円」

を「六十八万五千円」に改める。

第四条第二項中「二万五千四百円」を「二万五千八百円」に、「四万五千二百円」を「四万五千九百円」に改める。  
第九条中「二万五千四百円」を「二万五千八百円」に改める。

別表第一の俸給月額の欄中「一、七六六、〇〇〇円」を「一、七九二、〇〇〇円」に、「一、二一八、〇〇〇円」を「一、三〇七、〇〇〇円」に、「一、二二二、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「一、〇四九、〇〇〇円」を「一、〇六五、〇〇〇円」に、「一、〇三九、〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に、「一、〇二七、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に、「一九一、〇〇〇円」を「九二六、〇〇〇円」に改める。

別表第二の俸給月額の欄中「一、二二二、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「一、〇三九、〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に、「一、〇二七、〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」に、「一九一、〇〇〇円」を「九二六、〇〇〇円」に、「一八二、〇〇〇円」を「八三三、〇〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額の欄中「四一三、二〇〇円」を「四一九、〇〇〇円」に、「三七八、五〇〇円」を「三八三、八〇〇円」に、「三四二、八〇〇円」を「三四七、六〇〇円」に、「三〇七、一〇〇円」を「三一七、〇〇〇円」に、「二七四、七〇〇円」を「二七八、八〇〇円」に、「二四五、一〇〇円」を「二四八、八〇〇円」に、「二二一、四〇〇円」を「二二四、七〇〇円」に、「二〇三、一〇〇円」を「二〇六、一〇〇円」に改める。

(国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)  
第二条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百三万九千円」を「百五万五千円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定(特別職の職員の給与に関する法律第一条第十九号の八を削る改正規定を除く。)による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)の規定は昭和六十二年四月一日から、第二条の規定による改正後の国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(以下「法律第六十五号」という。)の規定は同年十月一日から適用する。

2 この法律による改正後の給与法又は法律第六十五号の規定を適用する場合には、この法律による改正前のこれらの法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。  
第十八条第二項中「六千六百円」を「六千十円」に改める。

第二十五条第二項中「六万六千八百円」を「六万八千五百円」に改める。

附則第十七項中「第十三項」を「第十四項」に、「当該規定の適用がないものとした場合における一週間の勤務時間」を「自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づき総理府令の規定で一般職給与法第十四条の規定に準じたものによる一週間の勤務時間から二時間を減じた時間」に改める。  
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条一第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指定職
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
1	円 184,400	円 259,900	円 291,800	円 328,900	円 375,500	1	円 468,000
2	193,000	269,800	303,900	341,900	391,200	2	516,000
3	201,600	279,800	316,100	355,000	406,900	3	575,000
4	210,500	289,900	328,300	368,100	422,700	4	636,000
5	220,700	300,200	340,700	381,200	438,500	5	685,000
6	230,100	310,600	353,200	394,400	454,200	6	737,000
7	239,500	321,000	365,600	407,600	469,900	7	801,000
8	249,000	331,500	378,000	420,700	485,400	8	864,000
9	258,500	341,800	390,200	433,800	500,800	9	926,000
10	268,100	352,100	402,100	446,200	515,900	10	985,000
11	277,900	362,300	413,600	456,700	527,500	11	1,043,000
12	287,700	372,500	424,800	466,700	534,900		
13	297,500	382,100	434,700	475,100	542,100		
14	307,400	391,600	442,300	482,800	548,800		
15	317,400	399,400	449,700	487,800	554,100		
16	327,300	406,500	454,700				
17	337,200	411,400	459,700				
18	346,900	415,900					
19	355,900	420,300					
20	363,800	424,700					
21	371,200						
22	377,500						
23	383,100						
24	388,000						
25	392,200						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。



附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七項の改正規定及び附則第十一項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項及び第九項において同じ。）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 昭和六十二年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁職員給与法（以下「法」という。）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(二)欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八條第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の旧俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第一、別表第五若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の旧俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(住居手当に関する経過措置)

9 切替期間において、旧法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、新法第十四條第二項において準用する一般職給与改正法による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の一般職給与法」という。）第十一條の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員は、それぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際旧法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の七の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員は、この法律の施行の日から昭和六十三年三月三十一日（同日前に総理府令で定める事由が生じた職員にあつては、総理府令で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

10 新法の規定を適用する場合には、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、旧法の規定に基づいて支払われた管外手当のうち新法の規定により支給されることとなる管外手当の額を超える部分は、新法の規定により支給されることとなる俸給の内払とみなす。

(勤務一時間当たりの給与額の算出に関する経過措置)

11 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第五十四條第二項の規定に基づき総理府令で一般職給与改正法附則第九項の規定に準じた規定を定めた場合においては、当該規定による勤務を要しない時間に相当する時間の指定が行われる間、当該指定の行われる職員に対し新法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十九條の規定を適用する場合の一週間の勤務時間は、自衛隊法第五十四條第二項の規定に基づき総理府令の規定で一般職給与法第十四條の規定に準じたものによる一週間の勤務時間から二時間を減じた時間とする。

(政令への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。  
第八條中「四万五千五百五十一人」を「四万七千七百九十人」に、「四万七千六百五十五人」を「四万七千三百三十一人」に、「二十七万二千七百六十八人」を「二十七万三千二百七十八人」に改める。  
(自衛隊法の一部改正)  
第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五

号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「四万四千九百人」を「四万六千四百人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(第百八回国会提出)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「三千円」を「四千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

公文書館法案

公文書館法

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 公文書館法(昭和六十二年法律第 号)の施行に関すること。

理由

公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。